

令和6年 第1回 東彼杵町議会定例会会議録

令和6年第1回東彼杵町議会定例会は、令和6年3月5日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1番 大安 義和 君	2番 児玉 隆行 君
3番 構 浩光 君	4番 吉永 秀俊 君
5番 尾上 庄次郎 君	6番 大石 俊郎 君
7番 口木 俊二 君	8番 浪瀬 真吾 君

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長 岡田 伊一郎 君	教 育 長 粒崎 秀人 君
副 町 長 三根 貞彦 君	会 計 管 理 者 工藤 政昭 君
総 務 課 長 高月 淳一郎 君	産 業 振 興 課 長 楠本 信宏 君
税 財 政 課 長 欠 席	建 設 課 長 森 英三朗 君
長寿ほけん課長 前平 英利 君	水 道 課 長 岡木 徳人 君
こども健康課長 氏福 達也 君	教 育 次 長 岡田 半二郎 君
町 民 課 長 小林 竹哉 君	

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長 井上 晃 君	主任書記 山下 美華 君
---------------	--------------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 一般質問

6 散 会

開 会（午前 9 時 35 分）

○議長（浪瀬真吾君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は 8 名です。定足数に達しておりますので、これより令和 6 年第 1 回東彼杵町議会定例会を開会します。

会議を始めます前にお知らせをいたします。本定例会から一般質問の動画配信のため、カメラによる動画撮影を行います。また、税財政課長が確定申告中のため欠席いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。これから諸般の報告をします。

はじめに、議長報告ですが、皆さんのお手元に配付しておりますので、朗読は省略します。

次に、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書が提出されておりますが、朗読は省略いたします。

次に、総務厚生常任委員会所管事務調査の報告をお願いします。総務厚生常任委員長、構浩光君。

○総務厚生常任委員長（構浩光君）

皆さん、おはようございます。

委員会調査報告書。本委員会において、所管である総務課に関する調査を実施したので、会議規則第 76 条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 調査事件

東彼杵郡波佐見町の行政調査

2 調査年月日

令和 6 年 2 月 7 日

3 調査内容及びその結果

波佐見町新庁舎議場において、波佐見町の前川町長及び百武議長の挨拶があり、続いて林田議会事務局長からタブレットを用いて、(1) ペーパーレス化に係る機器導入について、(2) 議会動画配信について、また、庁舎建設推進大橋室長から (3) 新庁舎建設について説明を受け、その後、新庁舎を視察しました。

(1) ペーパーレス化に係る機器導入について

波佐見町では、令和 3 年 7 月にタブレット端末導入検討チームを 6 名の委員で構成し、近隣 2 市 2 町へ研修に行かれました。令和 3 年 9 月定例会において予算化し、令和 4 年 1 月に 40 台購入され、その内訳は、議会 17 台（議員 14 台、議会事務局職員 2 台、予備 1 台）、執行部 23 台（町長、課長、関係係長 19 台、監査 1 台、予備 3 台）となっています。その後、研修を行い、令和 4 年 3 月第 1 回定例会では、紙媒体とタブレットを併用して実施され、同年 6 月第 2 回定例会からは、ペーパーレス化を行い、タブレットのみでの議会を実施されています。

導入目的は、電子化した会議資料を集積・共有し、必要とする資料へのアクセスを容易にすることで議会及び議会活動の強化を図ることです。タブレットを使用することで、文字や注

目箇所を拡大して読むことが可能となり情報が伝わりやすくなります。また、令和4年9月定例会において印刷製本費の約31万7000円が削減につながったそうです。タブレットの導入については、購入と5年間リースを比較したところリース費用が高かったため、購入されたとのことでした。

財源については、全てふるさと応援寄附金を充当しているとのことでした。

(2) 議会動画配信について

以前は、波佐見ケーブルテレビが撮影し、波佐見ケーブルテレビからデータを買取り、YouTube配信を行っていましたが、新議場システムの導入により撮影したデータを波佐見ケーブルテレビに提供し、ケーブルテレビによる放送と、議会事務局職員によるYouTube配信が行われています。

(3) 新庁舎建設について

平成27年度から平成31年度に、基本構想について町内有識者15名で構成された庁舎建設検討委員会を10回開催され、令和元年度に基本計画を策定（職員検討委員会15名）、令和2年度に基本設計の入札をプロポーザル方式で実施され5社が参加。また、基本設計の過程で町政報告会を行い、基本設計終了後にパブリックコメントを実施されました。令和3年度に実施設計の指名競争入札を行い、8社を指名。令和4年度に実施した建設工事の入札は、条件付一般競争入札を行い5JVが参加、建設期間は、令和4年6月7日から令和5年10月13日まで（約17か月）。建設総額は15億8000万円で、総事業費は24億円となり、財源内訳は、一般財源2億2000万、起債8億8000万円（公共施設等適正管理推進事業債）、庁舎建設基金13億円となっています。場所の選定は、水害や土砂災害がなく、波佐見町の中心で利便性が高いところを考慮し、現在の場所を決定されました。新庁舎は、3階建となっており、建築面積1,398.48㎡、延べ面積3,357.34㎡、敷地面積9,231.02㎡で、駐車場が約3,000㎡、駐車台数215台、駐輪台数10台を確保されています。

新庁舎建設は、4つの基本理念をもとに、華美にならないように吹き抜け等をなくし、シンプルにセキュリティなどを考慮し、町民にやさしく、波佐見町らしい庁舎を建設されました。資材の一部には、波佐見陶器（陶板）、町有林、リサイクル石膏、三股陶石を使用されています。また、カーボンニュートラルの取り組みとして、無電源自動扉、クールピットシステムを導入し、温室効果ガスゼロ（削減）を目指されています。

災害時のインフラ計画として、BOP事業継続計画に基づき、3日分の電気、水道の確保を行うために非常用電機、高架タンク、マンホールトイレ4か所設置し、電気、水道の確保を行っておられます。新議場は、避難場所としても利用できるそうです。

本町の新庁舎建設計画においても、町独自の特産品等を活用したインフラ計画等も参考事例にしてもらいたい。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

次に、産業建設文教常任委員会所管事務調査の報告をお願いします。産業建設文教常任委員長、児玉隆行君。

○産業建設文教常任委員長（児玉隆行君）

委員会調査報告書。本委員会において、所管である産業振興課に関する調査を実施したので、会議規則第76条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 調査事件

新型コロナウイルス感染症及びウクライナ紛争による農畜産物への影響について

2 調査年月日

令和6年2月7日

3 調査場所

JAながさき県央農業協同組合 東そのぎ支店

4 調査内容及びその結果

東そのぎ支店（木場支店長、南営農経済課長）、北部営農センター（小田販売課長、岩元畜産課長）から新型コロナウイルス感染症及びウクライナ紛争の影響による販売実績の推移及び農業資材価格等の変動について説明を受けました。

コロナ禍における米、茶、いちご等の主要農産物7品の販売実績は、コロナ禍前と比較して大きな変動は出ていませんでしたが、燃料費や肥料等の農業資材価格が高騰しており、生産者の農業経営に深刻な影響を及ぼしています。

また、肉用牛においては、行動制限下の影響による枝肉価格及び仔牛販売価格の低迷やウクライナ紛争の長期化並びに円安による飼料価格等の高騰で厳しい経営状態が続いています。

本町の基幹産業である農業を取り巻く状況は、今回の調査結果に加え後継者不足や鳥獣被害など多くの課題を抱えており、今後も注視しながらそれぞれの農産物に応じた町独自の効果的な支援対策を実施していく必要があると思われれます。以上、報告を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

以上で産業建設文教常任委員会の報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

次に、町長の行政報告をお願いします。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

おはようございます。

本日、ここに令和6年第1回東彼杵町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さま方におかれましては、ご健勝にてご出席を賜り誠にありがとうございます。

今議会におきまして条例の制定2件、条例の一部改正8件、規約の変更1件、計画の変更1件、専決承認1件、補正予算3件、当初予算7件、任命1件、報告1件をお願いをいたしております。何卒慎重にご審議の上、適正なる決定を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、配付をいたしております資料の中から主なものをご説明いたします。

12月23日、東京交通会館にありますふるさと回帰支援センターにおきまして、東彼3町の移住定住の案内をさせていただきました。

その中でも、東京近郊から来られた皆さんの大半が東彼杵町の特別町民の方であり、本町に興味を持っていただき、大変感謝をいたしているところでございます。

次に、2月14日衆参議員会館へ陳情に出向いた後、金子代議士、山本参議院議員に同行いた

き、国土交通省財務省へ期成会会長宮島佐世保市長、長崎県土木部長、川棚町長他、東彼杵道路の早期事業化について要望活動を行いました。

特に、有料道路事業の活用を含めた整備手法もお願いしているところであり、今後、都市計画決定などが完了すれば、いよいよ事業化となって国の実施予算が配分されることとなります。

少しずつではありますが、前に進み始めていますので、東彼杵道路建設促進期成会会長宮島佐世保市長を中心に総力を挙げて取り組んでまいり所存でございます。

次に、2月26日でございますが、おおむら夢ファームシュシュの山口代表取締役が来庁され、そのぎ茶を使用したそのぎ茶プリンの試食と販売の報告がございました。

多くの来場者があるシュシュでそのぎ茶を使用していただけるとは非常にありがたく、特産品への相乗効果が期待されますので、感謝いたしているところでございます。以上で行政報告を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

以上で、町長の行政報告を終わります。

これから議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（浪瀬真吾君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番議員、児玉隆行君、3番議員、構浩光君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（浪瀬真吾君）

日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの15日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月19日までの15日間に決定しました。

日程第3 一般質問

○議長（浪瀬真吾君）

日程第3、一般質問を行います。

質問時間は執行部答弁を含めて60分以内。制限時間の2分前には告知ベルを鳴らします。なお、

質問、答弁ともに簡潔明解をお願いします。

順番に発言を許します。はじめに6番議員、大石俊郎君の発言を許します。6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

おはようございます。

今回は2件質問させていただきます。

まず第1点、消防団員報酬費の支給方法の改善についてでございます。

消防団員の身分は、特別職の地方公務員です。基本団員には、わずかですが報酬費として年額3万6500円が、団長には28万8000円が、その他階級ごとにそれぞれ定められています。

全国の消防団員数は、2年連続1万人以上が減少し、我が町も例外ではありません。

そのような状況を踏まえ、消防団員の処遇を改善するために、消防庁長官等から繰り返し通知が発出されております。

私は、消防庁長官の通知等を元に、消防団の現状における問題点及び処遇改善について、令和4年9月、令和5年9月、そして令和5年12月と3回にわたって質問をいたしました。

今回は、「消防団員報酬費の支給方法はいかにあるべきか」という1点に絞って質問をいたします。

まず、国を挙げての改善の動きがあり、令和3年4月に中間報告がありました。内容は7項目であります。

(1) 消防団の現状と課題 (2) 出動手当について (3) 年額報酬について (4) 消防団の運営に必要な経費について (5) 市町村における対応 (6) 国や都道府県における対応 (7) 今後の検討事項。以上です。

この中間報告を受けて消防庁長官は、令和3年4月及び令和4年3月の2回にわたり、支給方法についても直接支給を強く求める通知を発出しました。

その結果、全国自治体市区町村の消防団員への直接支給率は、当時の約4割から現在は約8割へと大きく改善されております。

長崎県下13市8町の中で、未だに直接支給をしていない自治体は、2市1町だけとなり、その1町は東彼杵町であります。

東彼杵町の場合、消防団員の報酬費は、ごく一部の方を除き、各分団の口座に振り込まれ、その報酬費は全て各分団の運営費等として使用されております。基本団員の方の手には渡っておりません。

一方、どのような理由かは不明ですが、団長以下本団勤務者及び各分団長の方については個人口座に振り込まれております。

今年1月15日付けで、浦団長他分団長等11名の方の署名を添えて「大方の団員は分団支給を希望しており、従前のおり分団支給いただくようお願い申し上げます」との嘆願書が町長宛に提出されております。

しかし、消防庁長官からの通知はもとより東彼杵町消防団員、任免、給与、服務等に関する条例第13条には、「団員には別紙第1（団員報酬表）により報酬を支給する。」と明確に記載されていません。「分団に支給する」とは記載されておられません。

町長は、これまでの答弁において、「アンケート調査及び消防団との協議を行い、その結果を踏まえて決めたい」といった趣旨の答弁を繰り返さされてきました。

また、町長は昨年12月の定例会（一般質問）において、「今までの議論の中で、私が直接支給の方向で各分団に協議をお願いしました」と答弁をされました。

この問題については、そろそろ結論を出される時期にきていると思っております。

消防団員の報酬を、これまでどおり分団に支給されるのか、又は団員個人に直接支給することに改められるのか。明確な答弁を求めます。

2つ目、農水産加工施設建設（道の駅）に対する補助金交付の合規性についてでございます。

昨年12月の定例会最終日に提出された議案第79号は、町内民間企業である株式会社彼杵の荘に対する補助金を2556万5000円（補助率は70%）とするものであります。

この議案は賛成多数で議決されました。委員会においての審議もなく、慎重審議にはほど遠い議決であったと私は認識をしております。そこで町長にお伺いをします。

補助金2556万5000円（建設費用見積の70%）としたことは、東彼杵町補助金等交付規則及び東彼杵町まちづくり応援補助金交付要綱に違反（逸脱）していないのかどうか。明確な答弁を求めます。登壇での質問は以上であります。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは大石議員の質問にお答えいたしますが、お答えする前に、ご質問で未だに直接支給をしていない自治体は2市1町と述べられましたが、県に確認をいたしましたところ、本町を含め5市1町でございます。

それではご質問にお答えをいたします。

結論から申し上げます。消防団員報酬の支給については、これまでどおり分団を通じての支給といたします。

12月議会でお答えしたとおり、再度行うアンケート調査で決めますと申し上げておりました。アンケート調査結果の回答数、回答率は3月4日現在で225人、74.5%でした。うち直接支給が80人、35.6%、間接支給が144人、64%、どちらでも良いが1人で0.4%となり、間接が直接を上回りましたので、これまでどおり分団を通じての支給といたします。

農水産加工施設の件でございますが、結論から申し上げますと、補助金交付規則には違反をしておりません。していません。

地方自治法第232条の2に、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定されており、今回の補助金につきましては、公益上必要があると判断をし、予算に計上したところでございます。

また、議員のご指摘のまちづくり応援補助金ですが、この補助金は、地域の活性化を目指し活動をされている自治会や団体等を交付対象として想定をいたしておりまして創設された補助金であり、今回の株式会社彼杵の荘が整備されます農水産加工施設への補助金は対象外であります。

12月議会での予算成立を受け、1月17日付けで重点道の駅彼杵の荘農水産物等加工施設整備事業費補助金交付要綱を制定をいたし、補助金の額は予算額又は補助対象経費に0.7を乗じて得た額のいずれか低い額を交付するというように決めております。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

まず、町長が言った 2 市 1 町は誤り、私も県の消防に担当者に聞いた。だからそれが 2 市 1 町。これは、ここで議論してもしょうがないことですから、あとで確認させてください。

それでは質問。町長は、これまでどおり分団を、支給を継続していくということでございましたので、少しずつ質問させてください。

まず、消防団員報酬の支給方法でございますけれども、まず今年 1 月 15 日、浦団長他 11 名の方から町長宛てに嘆願書が提示されております。

それは先ほど嘆願書の内容は、大方の団員は分団支給を希望しており、従前のとおり分団支給していただくようお願い申し上げるというものでした。

その嘆願書に対して町長は回答されましたか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

嘆願書に対する回答はいたしておりません。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

ではですね、嘆願書については回答しておられないということですが、できれば回答していただきたいですね。せっかく嘆願書を出しておられるわけですから、やはりされるのが礼儀かなと思います。

2 番目、次の質問です。

令和 3 年 4 月に報告された消防団員の処遇等に関する中間報告書、報告書読まれましたか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

はい、確認はいたしております。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

資料その 1 の 1 をご覧ください。皆さんに、議員各位にも配っております。

その中間報告書の 8 ページにですね、年間報酬の支給方法にこのように記述してあります。対象は市区町村、全国の市区町村 1,718 団体でございます。令和 3 年 4 月現在でございます。

全ての団員に対し、直接支給している団体数は全国で 720 団体、41.9%。団分団経由で個人に支給している団体 379 団体、22%。分団、団分団に支給している団体 265 団体、15.4%。階級や基本団員の別など団員の属性により支給方法を分けている団体数 354 団体、20.7%でありました。

東彼杵町は、この 4 つの中で、今 4 つ申し上げました、4 つの中でどこに該当していると消防庁の方に回答されましたか教えてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

消防庁には回答しておりませんが、このですね、いつも私はこの発出は助言というのを申し上げておりましたのは、消防組織法の第36条にですね。

○——△——

——△——△——

○議長（浪瀬真吾君）

答弁中でありますので。

○町長（岡田伊一郎君）

その4つの中に該当しているのは2番ですね。団経由で個人に支給というところでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

違うと思いますよ。団経由で個人に支給していませんよ。誰ももらっていません。確認しましたら、第1分団から第8分団まで誰1人としてもらってないんですよ。分団長からもらっているという回答、私は全員じゃないですけども、私がリサーチした感じ、誰1人としてもらっておりません。

それからですね、消防団長、団本、消防団本部のいる副団長、それで団本部の主事とかそういう方、それから分団長にはですね、直接口座に支給されていますよね。ちょっと確認です。町長いかがですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まず最初の方の団支給ということはですね、まず金額をつかみでやっているわけじゃないんですよ。実働人員に応じて3万6500円を掛けて団にお願いをして個人の方の支給の形をとらせていただいて、それは経費にいろいろ使われて、団ごとに違いますけれども。そういう形でございます。

団長以下、分団長さんは直接支給をいたしているところでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

ではですね、この消防庁の調整というのは、町長は団分団経由で個人に支給している団体には該当しないです。一番下のですね、階級や基本団員の別、団員の属性に支給方法を分けている。これに該当するわけですよ。間違いないよ。

で、ですね、次の質問いきますよ。町は令和4年11月に各分団にアンケート調査を実施されました、令和4年11月。それから今年の2月もアンケート調査されました。資料その1の2をご覧ください。2と3を見てください。

令和4年にされたアンケートでは直接支給を求める団員数は11.1%でした。今年の2月にされ

たやつは 35.5%に上昇、増えております。大幅な増加といっても過言じゃありません。もちろん、町長が言われた間接支給を求めます。

この間接支給は、私は問題だと思っております。これ、間接支給じゃないんです。分団支給なんです。間接支給とは、あくまでも分団に渡して分団から各消防団員に渡すことを間接支給というんですよ、町長、違いますか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

いや、これはですね、今まで東彼杵町の消防団として、私が前回申し上げましたように直接支給もお願いをしました。

そうしたら、今度は議会としてですよ、また予算を団と運営を組まなくちゃいけないから、それが可決しなければ確約はできませんと私は言いました。

しかしながら、団の皆様がそういう町の特別の予算じゃなくて自分たちの中で運営をするということに決まって、そういうこのアンケートになったと思うんですよ。

だから、私は個人個人の 3 万 6500 円を掛けた実働人数の団に支給して団が直接やられるのか、半額やられるのか、懇親会に使われるのか、旅行に使われるのか、それは分団ごとにいろいろ違うと思いますけれども、そういう形で、私は個人個人の支給で分団にお任せをするということでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

そういうやり方を果たして許されるのかどうか。

あのですね、鳥取県三朝町消防団の調査アンケート結果報告はここにあります。

これはですね、三朝町は人口 5,926 人の小さな町、うちの町よりも小さい町ですけれども、消防団員数は約 300 名ございます。

たくさんアンケート結果出たんですけど、もうほとんど 6 割の人が、三朝町はですよ、直接支給を求めている、このブルーのところ。望んでいると。

で、ですね、自由意見が書いてありました。あとで読んでください。もうたくさん、肯定的な直接支給を肯定する、赤線を引っ張ったところは肯定的意見ですよ。

もう、一部、1 つだけ紹介しますとね、やはり、今すぐ個人支給にするべき、皆が誇りを持って気持ちよく活動できるクリーンな組織であって欲しい、いつも消防団を辞めたいと考えているが、個人支給になるのであれば継続していきたい、こういった意見がですね、本当、このこういう団員の声が私は本当の声だと私は思っております。

私はですね、それから町がやったアンケート調査が私は不適切だったと思っているんですよ。アンケート調査やられたやつがここにありますがね。どこにあったかな。アンケート調査、ここに結果いただきました。

これ、アンケート調査、これですよ、これ。これ。

年額報酬支給のアンケート、個人への直接支給か分団への間接支給か、あなたの率直な思いに従

って、どちらかにはわかりやすく丸をご記入ください。直接支給、間接支給の二者択一ですよ。こんな、さっき、私、三朝町のアンケート調査やりましたよね。もう隔絶の差があります。

どうせやるんだったら、この鳥取県三朝町みたいなアンケート調査をやらないと本当のアンケート調査にはならないと私は認識をしております。

町における、今度は年額報酬等の支払い方法について、町長はですね、一部の者だけ直接支給を受けている現在の東彼杵町の支給方法を不公平であるとは認識してはおられないのですか、いかがですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

その前に、先ほどの大石議員に回答してよろしいでしょうか。

実はですね、消防団員の方にお聞きをしました。3万6500円大体年に月に3000円です。お金をもらって消防をするわけではない。逆にもらわなくて入らないほうが良いと。この前も早朝から訓練をしました。それから出初式、夏季訓練、いろいろございます。

お金のためじゃないんだと、地域のボランティアのために、私たちはお金は一切もう関係ないというのが多かったのがこの意見に反映できたと思っているんですよ。だから、アンケートの取り方もそうでした。

そして、今差別と言うか、違うんじゃないかとおっしゃったんですけど、分団長さんたちもですね、3万6500円はまた団に戻されているんですよ、自分の報酬の中から。そして残りは自分たちの、幹部ですから交際費の方にほとんど使っていると。団長さん以下ですね。私は直接お聞きしましたので。だから、その人たちだけ直接取っているというのはおかしいというのは、私は当たらないと思っております。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

あのですね、わずかな報酬で、だからもらっても、もうボランティアだから、消防団員の多くの団員さんがそう言われているということで、少なからうが多からうがですよ、もう、もう条例で、そして町の規則で定められているんですね、それも12月に支給すると。途中で入った人はそれは分団月割りで支払うと明確に書いてある。この条例とか規則は消防設置法から流れてきているんですよ。法律ですよ。法律に基づいて町の条例が定められ、条例に基づいて町の規則が定められている。多からうが少なからうが、それを途中で分団で使ったりするのは、町長はOKなんですか、本当に。もう一度お願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これはですね、今までずっと何十年もうちの町としてやってきたんですよ。だから、市も5市、先ほど申し上げましたけれど、雲仙、島原、南島原、西海、諫早、これはそのまままだ残っているんです。

実は、他所のこと言えませんけれど、出動手当でさえ分団に入っている所もあるんですよ。

だから、これは今までのうちの歴史と伝統で、消防団のあり方、これでやってきているものから、私は個人支給の個人の数で分団をお願いを、先ほど言ったように支給をしています。

そして、一番最初に申し上げたかったんですが、大石議員がおっしゃいましたその消防組織法第36条にですね、市町村の消防は、消防庁長官又は都道府県知事の運営管理又は行政管理に服することはないという、完璧に書いてあるんですよ、36条に。

だから、通達はあくまでも助言だということが、しかし消防庁長官は書けないというところですね。

これは、元々昭和22年に制定された法律でございますので、私はそれを基礎にして回答させていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

あのですね、町長は今言われたことはまさにそのとおりなんです。国とか消防庁がああしろこうしろと命令はできません、あくまでも助言です。

助言しかできないんですけれども、やはり助言をですね反映させる、町の行政に反映させることは、やはり前向きにしてですね、それを否定、反映させないということはですね、やはり客観的にみて合理的な理由がないと駄目なんです。

過去慣例、昔からやっていたということは理由になりません。それは私から言わせれば、悪しき慣習ですよ。悪しき慣習は直さなきゃいけない。

やはり、国の多くの専門の10名ぐらいの方が長きにわたって消防団の処遇を改善するために営々と議論されてきた結果が中間報告、最終報告に分厚いやつで、ここにあります。中間報告書だけでこんな厚いですよ。

やはり、消防団、先ほど冒頭私が述べましたように、全国的にうちの町だって例外ではありません。もう人口が、今7,500名を切ってきました。もう、あとしばらくしたら人口が5000名、4000名となっていく中で、やはり消防団の組織も報酬だけじゃなくて、他のやつも見直すときに来ているんですよ。

だからその報酬すら、やはり、消防団長は3万6500円を、もう分団長、納めているから、あとは運営費がとか色んなやつがいるから自分の懐に入れていくという理屈はですね、なかなかこれは、常識ある町民からは理解できるものではないと思いますけれども、町長はそれを理解できるということですか。もう一度回答してください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

団長以下ですね、自分でそのお金を取られているわけじゃないんです。マイナスぐらいの交際費を使われているんですよ。

だから、責任の度合いに応じて金額もあるじゃないですか、社長、それから専務、取締役、常務取締役。そういう形でうちは決めてきて、もしですね、私が消防団の意見を皆さんにお聴きすると

言いましたけれど、強行に私がやってしまった場合、辞めるという方も、幹部の人はほとんどもうそういう考えをお持ちなんです。そういうときに誰が責任を取れるかということですね。だから、地域に応じてそういう形が出てきていると思うんですよ。

だから、法律で決まればですよ、もう直接支給だとなれば、その方にもうしなければいけません。今のところはあくまでも助言でありますので、町地域に応じて。話を何回もしながら、消防団の人にも申し訳なかったんですけど、違うその行動と言うか、消防活動の他にこういうのに煩わせたのは誠に申し訳なかったなと私は思っております。

本当に、私が強行して直接支給にせよとした場合も、本当に辞職する人が多数出てきます。これは間違いございません。

なぜかと言うと、今まで来る人も来ない人も一緒にそのまま応援して、町が運営費をやらなくても自分たちでしますという形でやってこられた伝統がありますからですね、そういうことでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

あのですね、今みたいな町長が言われるような分団への支給、これを続けていけばですね、大きな問題点がありますよ。この三朝町のアンケートの結果のある団員の自由意見の中に書いてありました。一番上に書いてあります。

この前、幽霊団員を存続させないためにも良いのではないかという意見。

今のやり方って、ある大音琴の人が私に電話かかってきました。大石さんも消防団に入ってくれないかなと。18歳以上だと入れるけんって。確かに私は消防団に入れます、健康であれば。そうすると、消防団員としてほぼ活動できない。にもかかわらず3万6500円は、私の場合だったら4分団ですから4分団に入るわけですよ。それは4分団にとったらありがたいですよ、その活動資金が、運営資金が入るわけですから。

そういう状況だったら、幽霊団員を増やすもとになりませんか。町長、いかがですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

幽霊団員という言葉自体がですね、ちょっと使いたくないんですが、来たくても来れない人もいらっしゃる。

ただ、今後ですね、私は分団とも話をして、そういう方を整理をすると、もう確約をもらっておりますので。分団ごとにですね、お話をしながら、きちんと実働人数、もうだんだん人数が減っているんですけどですね。302人ですかね、定数が。その辺も考えながら、また分団と協議をさせていただきたいと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

じゃあですね、せっかく資料を作っていますから、今度はですね資料のその1の4の上段をご覧

ください。資料1の上段の方。①ですね、①。町長、準備いいですか。

そこにですね、年額報酬についても、団員個人に直接支給することを徹底すべきであるということを書いてありますね。

それから、これ全部もう紹介しますよ。団経由で個人支給することも、今うちは団経由で個人支給していないんですけど、団経由で個人支給することも、透明性の観点から団員個人に直接するよう改めるべきである。これべきですよ、強い言葉ですよ。

③項、次。一部の団員については、個人に直接支給し、その他の団員については団に支給するなどのケースも、団員間の公平性の観点から扱いを統一し、全ての団員個人に直接支給するよう改めるべきである。このように書いてある。ね、やはりこういったことは真つ当なことですよ。

町長の今答弁されているのは、私はとても真つ当な答弁だとは思いません。

次の質問に行きます。

私ですね、今ここにおられる、この議場の中におられる中にもですよ、今まで消防団長とか分団長とかやっておられる方がおられますよね。当然その方々は、個人口座に支給されておられていると思います。

そのような方々からですよ、今のままじゃ駄目ばいと。やっぱり我々だけ貰っちゃいかんと、団員にも振り分けないといかんのじゃないかという意見が出なかったんですかね。ここに、前におられる方の中におられるでしょう。分団長とかされた方。町長、ちょっと聞いてみてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私も実は3分団に入っております、そのあと消防主任も経験しておりますので十分意見は聞いております。聞いておりますけれど、そういうのはありませんでしたね、ずっと。すみません。そういうことです。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

なかったということですね。残念だなと。

さっき、私は町長から、私と見解違うんですよ。私は2市1町と言いました。町長は5市1町ですね。まあ、5市1町としても6町ですよ。長崎県が13市8町、21市町あるわけですから、21引く6、15町はもう既に消防団員に直接支給しているんですね、大多数がね。

この多数決でいけばですよ、他の、さっき言ったように、他の市町村が直接支給している所は多いにも関わらず、これやはり他市町村、例えば波佐見、川棚は直接支給しています。どうして直接支給したか、隣の町長に聞かれたことはありませんか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

3町長集まった時に、議員さんからも話があったものですから、ご意見を伺いまして、しかし他の町長さんがおっしゃるのは、その地域の実情において、地域独自性でもいいんじゃないかと、う

ちは喧々諤々としてこういう形に決めた。

私が先ほどから言いましたように、消防団の方がですよ、ほとんど総意で直接支給でも構わないとなれば絶対そっちに動きますけれど、今の段階では、究極なボランティア活動で自分たちで判断をするということでございますので、私はこれに従わざるを得ない、先刻から言っているとおりでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

では、町長、35%の方が町長に対して、町に対してもう直接支給してくれと要求されたら町長はどのように対応されますか。

35%の団員がですよ、1 団員でもいいんですけれど、もうやはり消防団分団の方じゃなくて、私個人の口座に支給してくれと申し入れがあった場合、町としてどういうふうに対応されますか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

その個人個人で私には話はございませんでしたけれど、35%そういう形であればですよ、またこの分団で協議をいろいろされると思います。そういう話が出た時に分団に話をしてくれと私は申し上げました。

これは消防団としての団体としての動きですから、私は団としての方向性が決まればそういうことでせざるを得ないということで発言をさせていただきたいと思っておりますが、前回、大石議員がおっしゃったように、皆さん役員がいらっしゃる時ですよ、意見を下の人は言えないじゃないかと言われて、私は今度記名でアンケートを取りましたですね。普通の地区の会議でもそうです、声の大きい人だけ話して、言わない人はほとんど言わないけれど意見は持っておられる。だから、35%の方がこういう形で上がってきたんだろうと思いますから、直接私の方にきましたら、まず団と一緒にちょっと協議をさせていただきたいということを申し上げたいと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

あのですね、個人が申し入れても分団に任せると。町長は、分団に任せているから、それに対応できないという、ね、答弁、回答でございました。それでいいのかどうかですね、本当に。

次の質問に行きましょう。次はですね、運営費について資料その1の3の下段の方を見てください。運営費について必要な経費について質問いたしますね。

市町村が団員個人に直接支給すべき経費と消防団や分団の運営に必要な経費は適切に区分し、それぞれ市町村において適切に予算措置すべきであると、こういうふうに書いてあります。

町はですね、それを区分して予算措置をしておられますけれども、その額はそれぞれいくらだったですかね。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

各分団ごとにですね、20万円、計160万円でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

各分団ごとに20万円、二八16、160万円の年間予算計上です。

で、その運営費の使途、これ、これもう町から回答をいただいたんですけども、その町の資料の中にですね、その中に運営費の使い方を細かく書いてありました。

その中にですね、たくさんあったんですけども、これはもっともだなというものばかりだったんですけど、その中にちょっと疑問があったんですよ。慶弔費とか玉串料まで書いてあったんです。

その慶弔費、慶弔費は団員さんが亡くなった時にお金を出す、これを慶弔費とか玉串料、この運営費の中から支払われても違法じゃないんですか。ちょっとその辺をお聞きします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

違法かどうか、玉串料とかですよ、そういうのが、違法かどうかちょっと今のところ即答はできませんけれど、調査をしないとですね。

だから、そういうのが20万円の中に入っているとすれば、いろいろ問題があればですよ、調査をしたいと思いますが、今ちょっと即答が、違法かどうかできかねます。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

じゃあ、町長はですよ、例えば誰かが亡くなられた時とか神社に行かれていくのも玉串料とか払われますよね。その払っているのは、じゃあ東彼杵町、予算の中から払っているのか、個人の私費で払っているのか、どちらです。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは、当然政教分離がございますので、役場では払えません。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

役場で払えないんですよ、政教分離があるから。消防団も町の機関ですよ。税金でやって運営されているんですよ。民営費もそうです。税金から払えているんです。

だから、この慶弔費とか玉串料をこの運営費の中から払っているのであれば、当然、町長が今やっておられるように、町長と同じような対応をされなきゃいけないと思いませんか。

明確にこれは指導しなければいけないですよ、これはおかしいと。これは町から頂いた資料です

からね。これ消防団からいただいた資料ではないですよ。これ、町長の管轄範囲なんですよ、これは。認めているということ、これで。認めちゃいかんのじゃないですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

誠に申し訳ありません。私がちょっとそこまで細かく調査ができておらずにですね、申し訳ありません。

これは当然政教分離になりますので、個人で支払うべきものだと考えております。申し訳ありません。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

じゃあ、今度は資料の2の1をご覧ください。

これ、「非常勤消防団員の報酬等の基準」及び「非常勤消防団員の報酬等に関わる留意点について」ということで、令和4年3月23日に消防庁長官から発出されております。

その中にですね、その一番上に報酬及び費用弁償は、消防団員個人に対して活動記録に基づいて市町村から支給、直接ですよ、直接支給すると、こうあります。

じゃあ、東彼杵町の場合は消防団員に、分団に今、東彼杵町の場合は分団に支給しているんですけども、消防団員、各消防団員の活動記録に基づいて支給されていると、支給されているんですか。どちらです。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは消防団に個人個人にするのは、やはりこういう出勤した回数とかもございまして、そういうのを見ながら、個人個人やっております。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

じゃあ、町長は活動記録を各分団から提出させておられるんですね。提出されておられるか、されておられないか、ちょっと回答をお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私が一つ一つ活動記録を見るわけじゃございませんけれども、総務課長の方から説明させますので、よろしくをお願いします。総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

補助金でございますので、活動報告というものをですね、上げさせてもらっております。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

じゃあ、その活動記録、個人個人の活動記録をですね、全員って要りません。一部、直ちに指示をして提出をしてください。指示してください。一部、誰かのいいですよ、名前消してね。名前を消されて、個人情報も消して、その活動記録の、このように活動費を出しているというやつを私に提出してください。今すぐ。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これはですね、団の日誌の中に書いてあるものですから、個人個人という名前は出てきませんけれど、消防団としての活動記録として出てあがります。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

あのですね、活動記録を出さないと幽霊団員かどうかわかりませんよね。そして、出させないと実際に報酬支給できないじゃないですか。消防団でプールしててですよ、町が掌握しなくて、どうやって報酬を支払うんですか。おかしいと思いません。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これはですね、1回1回、個人個人じゃなくて、出動に応じて分団と協議をして団長さんが認めて、その出てこられる、出てこないのも把握されておりますから、そういうのを含めてこっちから個人個人の支給という形で分団に出しているということです。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

あのですね、おかしいですよ。活動記録を提出させていないで支給している。そんな馬鹿なことはないですよ。

しっかりと活動記録を今後ですね出していなかったら提出させてくださいよ。ね、今後。いいですか。

あのですね、活動に制限される消防団員の方はですね、どうしても、例えば昨年、条例改正されましたよね。住まいも勤務地も町外の人でも本人が希望して消防団長が認めたら、引き続き消防団員を継続できるという条例改正案が出されました。

やはり、そういう人たちはですね、はっきり言って、火災が起きたっていったら直ちに出勤して消火活動できるというのはもう間に合わないと思います。

そういう方はですね、本来は、大規模災害の時に出るとか、そういう時には、機能別団員制とい

うのがあるんですね。町内にも十数名団員さんがおられるのですけれど、そういう方が。

そういう機能別団員制度に指定しないといけないですね、本来はですね。そういったこともよく考慮して今後検討されてください。

あと、それからですね、次、これらの今私がずっと言ってきた通知とか町の定めている条例、消防団の条例ですよ。それから規則もありますね、規則もあります。そういった規則など消防団長や分団長に配布とか、もう持っておられるんですかね。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

年度当初にですね、正副分団長会議のときに全部配布いたしますので、副分団長さんまでですね。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

年度当初ということは今年度の当初ということですね。

じゃあですね、本当はですね、こういったことを本当は見ておられたら、私はですよ、私から言えばですよ、私から、今回消防団長以下、各分団長から出された嘆願書の提出は出なかったんじゃないかなと私自身は、私はそう思っております。

で、次はですね、労働基準法の説明します。労働基準法、資料その2の3を見てください。

労働基準法は、そもそも国家公務員とか地方公務員には該当しないということを前提でお話しますよ。該当しないんですよ。

該当しないんですけれども、賃金は通貨で、直接労働者に金額その金額を支払わなければならないと謳ってあります。直接ですよ、間接では駄目なんですよ。いいですか。

それで、次ですね、労働基準法120条には、その労働基準法24条に違反していた場合は、30万円以下の罰金に処する。とこういうふうに。これはこういうことだと前科がつきますよ、30万円というのは。違反していた。これ民間企業者であればですよ。そういうのあるんです。

だから、なぜ、なぜ国家公務員とか地方公務員がこういう労働基準法に定めないかという、地方公務員も国家公務員も、報酬表に基づいて、基づいてですよ、役場の職員さんだってみんな報酬表、1等級、2等級、3等級、勤務年数に基づいて報酬が決まっています。国家公務員も同じです。消防団員も同じです。先ほど言った報酬表で決まっている。

まさか、まさか個人に渡っていないということ想定していないんですよ。

分団が搾取する、私から言えば分団が搾取する、こういうことがあって良いのかどうか、ここが大きな論点だと思います。

町長は、これ分団がもらって、そういう色んな運営費に使って良いということを是認しておられましたよね。間違いありませんか、確認です。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今の言葉で、搾取というのはですよ、いかがなものかなと思うんですよ。

先ほど労働基準法をおっしゃいましたですね。これは、労働基準法上の非常勤の消防団員についてはですね、火災・堤防の決壊等限られた場合のみ出動するのは、同法上の労働者ではないとされている、書いてあるんですよ。

ですから、これは当該非常勤消防団員がボランティアとしての性格が強いことから鑑みたものであり、労働組合法上の労働者に当たらないと明記されているんですよ。だから関係ないと思いますよ。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

冒頭申し上げたじゃないですか、労働基準法というのは国家公務員とか地方公務員には該当しないんだと。

しかしその趣旨はですね、趣旨は重く受け止めるべきだと私は思っておるわけでございます。

この労働基準法の目的は、中間に誰かが入って賃金を、ここに書いてあるんですよ、説明に。搾取と書いてある。搾取することを禁ずることを目的とするとあります。

で、ですね、いずれにしても、消防団員の報酬支給方法をアンケートとかで決めたり、消防団と協議して決めることじゃありません。国の方針、指導に従って、町長は責任を持って対処されるべきもの。消防団や団長、分団長に意見を求めたりするものでもないと思います。

消防庁長官からの通知、町が定めている条例、報酬表に従って支給する、個人に支給すると書いてある、消防団員に支給すると書いてあるわけですから、消防団員に支給しなきゃいけません

じゃあですね、条例を、私は町長が言われるのであれば、条例を改正されるべきだと思いますよ。分団に支給すると、記載するというふうな方向に条例改正案を提出されますか。いかがです。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

いや、今のままでも私はいけると思うんですよ。個人に支給する形で分団にお願いをしているということですから。

今後、分団がどう、例えば、そういう意見があった場合ですよ、個人個人やられるか、研修旅行に行かない人にまた戻されるのか、懇親会の時に負担金をもらった人から取るのか。そういうのを私は分団と協議をしながらですね。

町長が決めれば良いとおっしゃるけれど、消防団員がほとんど辞めてしまわれたら誰が責任を取れるのかなと、こういう風水害・地震・火災の時にですね。私はそこまで考えて、私が決めるわけにはいかないということを話しているわけでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

あのですね、今の状態やったらみんな消防団にもう愛想尽かして辞めていく人が、私は、私はですよ、私自身は多くなるんじゃないかなと危惧しております。

そしてですね、町長は助言、助言とこういうことを言われますよね、消防組織法第37条に基づ

いて。まさに当町は助言というのはありますよ。

なぜならば、町長が言ったように、国は地方公共団体と一つの、あれを重んじていますからね、地方自治体をですね。そのとおりなんです。

しかしですね、消防組織法第 37 条にはどう書いてあるかと開けてみてください、あとで。助言から勧告、助言が通じなかったら次は勧告できますよと書いてあります。勧告でも従わなかった場合は、次は指導ということを書いてありますよ。ありますよね。間違いはないですか。町長、理解しておられます。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

先ほど言いましたように 37 条に大石議員がおっしゃったようになっています、確かにですね。市町村に対し助言を与え、勧告し、または指導を行うことができる。

しかし、その前の 36 条に、先ほど言いましたように、運営又は行政管理に服することはないと、消防長所長官とかですね、都道府県知事。それに書いてあるもんですから、町独自で。そうなれば、もう法律で決めるしかないと思うんですよ。

私、先ほどから言いますのは、団の運営は団長なんですよ、私が消防団長を任命するだけで。任命するだけじゃないかとおっしゃったんですけれど、そういう形になっているんですね。消防団の運営は全部団長なんですよ。最高責任者です。私が団長を任命する。

だから、いや、条例に書いてあるんですよ、団長と。そういうことで、団と協議をしながらしているということです。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

あのですね、団長はそういう条例とか基づいて、その団員を指揮する、書いてあります、そのとおりです。

しかし、そういう色んなことを決めるのは、消防団とかそういう組織を決めるのは町長なんですよ。ですね。

町長は団長に任命するだけじゃないですね。全部、総合的色んなことを決めたり、報酬もそうですよ。そういうことを決めるのは全て町長なんです。間違えないようにしてください。

次の大きな 2 番目の質問に移らせてください。

町長は違反していない。対象外である。それから、交付要綱、1 月 17 日制定をしたと、こういった趣旨の答弁をしておられました。

ではですね、株式会社彼杵の荘岡崎氏から補助金等交付申請書は、町にもう提出をされているんですか。いかがです。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

産業振興課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり産業振興課長。

○産業振興課長（楠本信宏君）

交付申請は2月21日付けで受け取っておりますけれど、もう夕方だったんで、受付自体は2月22日ということになっております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

2月22日に交付申請書は提出をされたということですね。

ではですよ、申請された補助金額はいくらで出ましたでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

産業振興課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり産業振興課長。

○産業振興課長（楠本信宏君）

申請額は2556万5000円でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

じゃあ、昨年12月12日、議会最終日に議案提出された2556万5000円がそのとおり申請されたということですね。

じゃあ、当該申請に関わる書類の審査は行われましたか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

産業振興課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり産業振興課長。

○産業振興課長（楠本信宏君）

はい、書類の審査を行っております。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

じゃあ、その審査された時期はいつだったでしょうか

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

産業振興課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり産業振興課長。

○産業振興課長（楠本信宏君）

受け取ってから、交付決定を 27 日付で交付決定をしておりますので、その期間で審査をしております。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

じゃあ、2 月 22 日から 27 日のまでの間で審査をしたということですね。

じゃあ、わかりました。22 日から 27 日の間。

じゃあ、短い期間なんですけれども、審査された委員の方を教えてくださいませんか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

職員で審査をしているところでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

じゃあ、職員で審議した。職員の名前を教えてくださいませんか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

産業振興課で審査をしております。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

産業振興課のどなたがされたのですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

産業振興課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり産業振興課長。

○産業振興課長（楠本信宏君）

私を中心として農林水産係の人間でやっております。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

あのですね、どなたと、産業振興課長とあと、名前を言えないんですか。差し障りあります。教えてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

反問権がないからちょっと言えないんですけど、産業振興課の中の農林水産係は、議員もご存知だと思うんですけどですね。そういう形でしていますので、その辺がどういう趣旨でお尋ねになるのかちょっとわからないんですけども。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

あのですね、やはり、審査というのは、第三者機関がやって初めて審査なんですよ。私は身内とと思っています、はっきり言って。補助金でも何でもそうなんですけれども。それを役場の職員が審査して、本当、客観的な、合理的に審査ができるんでしょうか、町長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

全ての補助事業へ申し立てがあった時に役場の方で審査をして、最終決断を私がするというところでございます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

ではですね、1月17日に制定された要綱。12月12日に議決、私は質問しましたよね、この根拠は何ですかと。その時は根拠がなかったということですよ。

よく明けて1月17日に要綱を定めて7割というのができた。ということは、12月12日の時は7割とか上限とかいうやつは定めていないということと理解していいですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私、議会の時にですね、何べんも申し上げたと思うんですけど、予算計上額で7割の助成をするということで上程をしたと。そして議会が議決をしていただいた。

委員会がどうだこうだおっしゃいますけれども、私たちが委員会の議会の内部に、私も議員でおりましたから、執行部としては介入できません。一番最初に9月に上げた時に修正で落とされて減額されて、それでまた全協を開いて説明をして、そして12月に説明をしたと。そういう形ですね、私は、皆様のご理解、これはもう議会の議決が第一でございますので、第一義的に私の提案。二義的に議会の議決となっておりますので、そういう形で進めさせていただいております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

議会の議決は、これ 1 回限りの制度なんですかね。制度は。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

この金額は 1 回だけです。

で、申し上げておきたいんですが、7 割と言いましたけれど、7 割以上はいかないし、7 割から下がることもあるということです。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

もうあと、最後の質問になろうかと思しますので、再質問させてください。

あのですね、財源、こんな貴重な財源、町民の貴重な財源をですよ、やはり町として合理性、適正かつ効率的、効果的に執行される必要性があると思います。

特に加工センター建設にあたってですね、私は客観的に見て、公益上必要があるのかなということが、多くの町民の方が納得されるような行政でなければいけないと私は思っているわけでございます。

今回は 1 民間企業の業者、特定の業者を優遇するような政策であると私自身はそういう認識をしております。

で、私たち議会もですね、さっき町長が言われた 12 月 12 日に、もう、これ議会としてですね、出されて委員会とか開くとまがなかったですよ、議会としては。議会を延長するか、あるいは継続審査にするかという方法はありますけれども、なかなか出されてきて、そういう委員会調査をやるような状況に当時、当時はですよ、なかったように私は思っております。

しかしながら、私たち議会も、町民に代わって町政の監視機能を十分に果たさなきゃいけないと思っております。私自身も含めてですね。

最後に、そういったことを含めて、町長の答弁を受けて、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私、その議会の運営に関してはですよ、それは議会でお決めになることでございますので。そういうことございまして。

1 企業を優遇するとか何とかじゃなくて、道の駅にはですね、もうたくさん農家の方もいらっしゃいますし、私が言いましたサーモン、1 日に何匹とか何かまだ一言も言っていませんけれど、今から増えてきて、うちで自主財源ができるのはですね、ふるさと納税しかないんですよ。今、ようやく 3 億 8000 万円。これを私は 4 億円、5 億円にしたいと思ひましてそういう形で組みみた

い。

今、道の駅の売り上げもだいぶ伸びておりまして、税収も大分納めていただいているので、これが公益上ということで私は考えているところでございますので、1 企業の優遇とか何とかじゃないありません。

町民の皆さんのためにお金を稼がなくちゃいけない、町も。だから、公設民営にすれば、役場で造れば、古くなったらずっとお金を投入しなければならないんですけど、民間は、民設民営だったらもう駄目なときには倒産して他に売却するしかないんですよ。それだけ覚悟を持ってやられるということでございますので、今後は民設民営で私の考えは進めていきたい、ほとんどの事業をです。そういうことでございます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

以上で、6 番議員、大石俊郎君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 54 分）

再 開（午前 11 時 04 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、7 番議員、口木俊二君の質問を許します。7 番議員、口木俊二君。

○7 番（口木俊二君）

先に通告していました 3 項目について質問をさせていただきます。

1 項目目は、令和 6 年能登半島地震を受けて本町の今後の課題と取り組みについてであります。

令和 6 年 1 月 1 日の未曾有の能登半島地震は、本県にとってもよそ事ではないと、今まで以上に危機感を感じたことはありません。

本県も石川県と同様で、半島地域が多くあります。石川県は遠い昔から地震により隆起に隆起を重ね現在の地形ができたと聞き及んでいます。島原半島や長崎半島、西彼杵半島、北松浦半島など本県も半島や島が多く、海岸線も北海道の 4,461 km に次ぐ 2 番目に長い 4,183 km となっています。もしも大きな地震が発生したとしても、幸いに本町は内海に面しており津波の心配は低いほうではないかなと思っております。そこで町長にお尋ねをいたします。

(1) 本町の小学校や中学校はすでに耐震補強がなされていますが、いまだに耐震基準がなされていない公共の施設は何棟あるのでしょうか。

(2) 各自治会の施設や総合会館等には数年前に備蓄品を揃えていただきましたが、現在は備蓄品にも変化が生じており、見直す時期が来ているのではないのでしょうか。

(3) 今回の能登半島地震では 1.5 次避難所という言葉がありますが、1.5 次避難所と 2 次避難所とはどういったところが違うのでしょうか。

(4) トップの初動態勢の遅れが孤立している地区の早期救助が進まなかった理由として新聞でも報道されていましたが、あの記事を読まれて町長は何か感じたところはなかったのでしょうか。

(5) 国道 205 号のような迂回路のない場所で、もし大災害が起き、孤立地区が出た場合の対処法

として、町長はどのように考えておられるのかお聞きをいたします。

2 項目目は、消防団の団員数の維持及び今後の団員の確保について質問をしたいと思います。

東彼杵町消防団は、「自分たちの町は自分たちで守る」という郷土愛護の精神と町民の生命・財産を守るという「奉仕の精神」を持つ町民により組織された団体です。言うまでもなく消火活動や不明者捜索、災害時の啓発など有事の際にはなくてはならない存在です。

現在、本町の消防団の団員数は令和 5 年 4 月 1 日現在で条例定数は 379 名、実員数 330 名で、うち男性 324 名、女性 6 名、基本団員 301 名、機能別団員は 29 名となっておりますけれども、令和 6 年の出初式では退団者が昨年の新入団員を大きく上回っています。非常に危惧されることだと私は思っています。町長に伺います。

(1) 団員は微々たる報酬で活動しています。ボランティア同然だと思っていますが、町長はどのように感じておられるのか。

(2) 本団や分団の報酬はどのような過程で定められているのでしょうか。

(3) つい最近、団員報酬の支給のあり方についてアンケートをされたと思いますが、結果をお聞きします。

これは、先ほど大石議員の質問の中で答えておられました。

(4) 直接支給ということで、消防庁長官名で通達が出されていますが、あくまでも通達です。法律で決まっているわけではありません。団員全員が活動しやすい環境にしてやるのが我々の目的、また役目ではないでしょうか。町長の見解を伺います。

最後の 3 項目目は、大村湾サイクルージングについて質問をいたします。

2 月 2 日、5 市 5 町（長与町は現在会員実績はありません）が加盟している大村湾議員連盟の研修会が開催され、長崎に本社がある安田産業汽船（株）による大村湾サイクルージングプロジェクトの説明があり、興味深く聞き入りました。海から陸へと今までにない発想で、他の議員の方も興味があったのではないのでしょうか。船に自転車を乗せ、拠点（港）で乗り降りして、その地区を周遊するというもので、時津コースや大村コース・長与コース・琴海コースは 3 月 16 日スタート予定となっております。東彼杵町や川棚町、西海市、佐世保市も令和 6 年度以降リリースに向け、サイクリングコースを開発中と説明がありました。お尋ねします。

(1) 彼杵の港にも浮棧橋を設置して観光客の取り込みに力を入れてほしいと思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

(2) 実現したら港から道の駅へ、集団茶園へ、千綿駅へと夢が広がり集客にもつながりそうな気がします。そして、その頃には道の駅では加工施設も出来上がり、町の活性化にも一役買うことが期待されます。町長の考えをお聞きします。以上、登壇しての質問を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、口木議員の質問にお答えいたします。

本町の耐震状況でございますが、小中学校のうち旧耐震基準に合ったものは全て耐震補強を完了しているところでございます。

また、旧耐震基準で建てられ、耐震補強を行っていない公共施設は 8 施設ございます。それは役

場庁舎旧館、大楠倉庫、農村環境改善センター（旧千綿支所を含みます）、むつみ荘、図書館、これは教育センター分室でございます。それから、彼杵と千綿の児童体育館。それと給食センターでございます。面積の小さいものや行政財産でないもの、木造は省いております。よろしく申し上げます。

次に、2点目の備品の質問でございますが、備蓄品については数年おきに見直しを行っているところではございます。

本年度は災害用トイレ、缶入りレトルト飯、ミルク、使い捨て哺乳瓶、紙おむつ、生理用品を新たに備蓄品として購入したところでございます。

この度能登半島地震では、インスタントハウス（段ボールハウス）が注目されたように、備蓄品も年々改良されているようでございます。ご指摘のとおり、今後も定期的に見直しを行う考えであります。

3番目の1.5次避難、2次避難の質問でございますが、1.5次避難につきましては、余震などを考慮して少し離れた大型施設などに避難することをいいます。これは県立体育館などでございます。2次避難はホテルや病院、福祉施設など生活や介護の環境が整った施設に避難するということになっているようでございます。

次に、トップの考えでございますけれども、これは私の個人的な所感でございますが、住民を救うために必要なことは、迷わず果敢に実行すべきであると考えております。

災害発生直後は大混乱の中で時間との勝負であることは間違いありません。職員に対しても、積極的にやるべきことをやっていただくよう指示をし、責任は町長が取るような話をしなければいけない。

特に今回の能登半島は、過疎集落も多く、生活道路が使えなくなり、救助活動が進まなかったようです。

本町においても、点在する集落や道路網の状況は能登半島と似た状況でもあり、今回の事例を参考にさせていただき、今後、有事の対応をさらに研究・検討していかなければならないと考えております。

次に5点目でございますけれども、大災害によって道路が寸断、あるいは地域が孤立するような事態は町内どこでも発生する可能性があるかと常に考えております。大災害が発生している時点で既に町災害対策本部を設置している状況にあります。その際は、指定行政機関、自衛隊、町消防団など連携して災害対応を執りますが、特に生活道路が分断されるなどの場合は人命を最優先に自衛隊、消防署、消防団などと連携し、対応しなければならぬと考えております。

そして昨今では、ドローンによる物質の輸送も今後訓練をしていかなければならないと私は考えているところでございます。

次に、消防団は先ほど大石議員にもお答えしましたけれど、1番目の消防団の団員はどうかということでございますが、令和3年7月30日付で、消防庁国民保護防災部地域防災室長の事務連絡で、消防団員はボランティア精神や郷土愛護精神に基づいて活動していただいていると記載されており、まさにそのとおりではないかと考えているところでございます。

2番目でございますが、市町村の消防は消防組織法第7条の規定に基づき、市町村が条例を定めるとなっております。よって報酬は昭和41年に制定された「東彼杵町消防団員定員、任命、給与、

「サービス等に関する条例」の中で、その時その事態で地域での風水害などの発生状況や消防団活動の内容を総合的に判断して、町が提案し、議会で議決していただいておりますものと考えているところでございます。

次に、回答数につきましては先ほど大石議員にお答えしたとおり、回答数 225 人、回収率 74.5%、直接支給が 80 人、35.6%、間接支給が 144 人、64.0%、どちらでも良いが、1 人で 0.4%ありました。

4 番目の質問でございますけれども、先ほど申し上げましたように、消防団はボランティア精神で活動されています。分団の運営も分団ごとに様々です。できる限り消防団が希望する形にすべきであろうと考えています。

今後も、分団を通じて支給し、その後の使い方は各分団内の実情に応じて活用いただきたいと考えているところでございます。

大きな 3 番目の大村湾サイクルーピングについてでございますが、1 と 2 をまとめてお答えさせていただきます。

大村湾サイクルーピングにつきましては、安田産業汽船様が実施される事業であり、3 月から 5 月の春商品と 9 月から 11 月の秋商品に分けて販売される予定でございます。

それぞれ週末の 15 回程度、計 30 回程度を予想、予定されているようでございます。

本町につきましては、秋商品での販売を目指し、茶畑やカフェを巡るコースの検討をされており、それにつきまして情報提供を行っております。

今後も引き続き情報提供や現地調査等での協力をしていきたいと考えておるところでございます。

それから、接岸できる着棧可能な箇所につきましては、安田産業汽船様が調査中であり、現行の施設で着棧が可能であれば、秋商品として販売されるものと思っており、口木議員がおっしゃるとおり、本町の活性化に繋がるものと期待をいたしているところでございます。

現行の施設に着棧が不可能な場合につきましては、今のところ町単独で整備する考えはございません。以上、登壇しての回答といたします。

○議長（浪瀬真吾君）

7 番議員、口木俊二君。

○7 番（口木俊二君）

1 番目の耐震基準の件なんですけれども、今町長から 8 か所ということで答弁をいただきました。その中で、8 か所全て建て替えた方がいいんじゃないかと思うんですけれども、その建て替える時期とか、時期と言いますか、ほとんどがもう耐震基準を満たしていませんので、早急に建て替えなり代替施設なりを考えていかないといけないんじゃないかなと思っております。

町長としては、建て替える時期、どれを先にといい優先順位があるのかどうかお尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まず、優先順位等はお金があれば全てやりたいんですけれども、まだ調査さえ基金が 4 億円ちょっとしか溜まっておりませんので、この辺の財源の確保、見直しをつけないければ後ろのこのあれを

決めることはできないということでございまして、当然、環境改善センターもそうでございますが、体育館につきましても非常に古くなっておりますので、どれを順番にするか、また議会の皆さん、町民の皆さんともご意見をお伺いしなければいけません。まずは財源、それからそういうのを確保できるような見通しがついてからになるんじゃないかなと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（浪瀬真吾君）

7 番議員、口木俊二君。

○7 番（口木俊二君）

そうですね、まずは庁舎建て替えということが大前提で、それからのことだと思います。

そうしたら、今のところはまだ全然頭にはないということで、とりあえず財源も積み立てもしなくちゃいけないし、庁舎も建て替えなくちゃいけないということで、まだ今のところそこまでは進んでいないということで理解していいでしょうかね。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは当然、もしこういう方向を出す時にはですよ、議員の皆さん、それから町民の皆さんにも説明しなければいけませんので、先ほどから申し上げておりますように、色々な建物がいっぱいありましてですね、地域総合整備事業債で造った建物が全部耐震をしなければいけない。

それと耐震はできていますがホールももうそろそろ改修というか、しなければいけない時期に来ておりますので、全体的なその枠を考えながらですね、そういう形で進めていきたいということで考えているところでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

7 番議員、口木俊二君。

○7 番（口木俊二君）

総合会館も今 20 年、20 年ぐらいですかね経過して、先ほどお話がありましたけれど、それも昔の、昔と言うか前の耐震基準の考えで建物を造っておられると思いますんで、それもぼちぼち補修と言うか、補強と言いますか、そこら辺のこともたぶん考えていかなくちゃならないかなと思ってもおります。

総合会館の方はほぼまだ、何と言いますか、耐震基準に満たすような計画はないんでしょうか、今のところは。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総合会館とホールはですね、平成 13 年に建築しておりますので、耐震はできているんですが、前回より色々なお話をさせていただきましたが、もう強烈な地震が来たときに壁が滑落するとか、そういう話があって、災害対策本部としてはどうかという県の指摘も受けておりますから、庁舎としてはまた別にお話を、皆さん議員さんにお話をしているとおりでございます。

ホールは先ほど言いましたように改修というより、もう壁とか天井、屋根とかですね、その辺の塗装とか、そういうのがもうきている。確かに 21 年になりますからですね。そういう形でござい

ます。

○議長（浪瀬真吾君）

7 番議員、口木俊二君。

○7 番（口木俊二君）

そうしたら、屋根の改修も塗装も結構時間も掛かるし、金額、予算も大幅にかかるとは思いますけれども、そこら辺のことは今考えておられるんですかね、とりあえず、とりあえずと言いますか、そこら辺のこと。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今ですね、来年度の予算で、今度上程させていただきますけれど、設計をまずしなくちゃいけませんので、その辺から入りたいと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

7 番議員、口木俊二君。

○7 番（口木俊二君）

そうですね、町民が安心して安全に使えるように進めていただきたいと思います。

次に、非常用の備蓄品なんですけれども、これが4年ぐらい前ですかね、各自治会に自治会の方に備蓄品を頂きました。この中身、内容がですね、非常用のご飯が3箱、これは1箱何ケース入っているかちょっと明示してなかったんでわからないんですけど、非常用ご飯が3箱、これが26年の6月までですね、期限が。非常用飲料水が5年保証で10ケース。1ケース24本入り。それと非常用圧縮毛布が35枚。自分の所のコミュニティセンターには、自治会によって規模は違うと思えますけれども、私の所ではこれだけの物品が備えていただきました。

先ほど町長の答弁の中にもありましたけれども、今からもう考え方も変わり、避難所自体が、東日本大震災、それから熊本地震、その時その時ですともう進化して、避難者もいろいろ形態も変わりながら、避難しやすいような環境作りが今問題となっております。

この前の能登半島地震でもそうですけれども。やはり、このトイレ、簡易トイレですね、これが一番。それとベッド、やはり今まではダンボールか何かで体育館に仕切ってするだけで個人情報になかなか守れないというところがありますよね。

今、能登半島地震では簡易型のテントが結構重宝されて、ボランティアでもそうですけれども、ボランティアの皆さんもやっとな簡易型で近くに泊まれて、ボランティアが長く、長時間ボランティアができるということで、昨日と一昨日もテレビの方で放送されておりました。

そういったものも、先ほどトイレとかベッドとかありましたけれども、そういったテント類も一緒にですね、今度2年後にたぶん入れ替えをしなくちゃいけないかなと、町から頂いた備蓄品ですね、それも、たぶんもう2年後に時期が来ますので、たぶんその頃には替えていただかなくちゃいけないかなと思っております。

そういうところを考慮しながらやっていただければなと思えますけれども、町長の見解を伺います。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

口木議員がおっしゃったように、もう年々色々な備蓄品が変わっておりますので、テントなんか特に体育館の中に常設張られるというか、プライバシーが守られるような感じになりますので、その辺も考えながらいきたいと思っております。

ただ、各地域地域に全部全て満足できるような配布というのはちょっと不可能でございますので、第一義的にやはり総合会館とか学校とかですね、そういうのをしていますので。

トイレにつきましても、道の駅で直接下水道管にトイレが流せるような形でできております。これは災害用でございますので、その辺ももうちょっと啓発をしながらですね、進めていきたいと考えております。

○議長（浪瀬真吾君）

7番議員、口木俊二君。

○7番（口木俊二君）

トイレは、下水に直接流せるトイレは、どこかに備蓄、備蓄と言うか、まだ今、これからですかね。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは、道の駅ですね、個室みたいなテントを作って、そのまま便器をする、そしてそのまま流す。そういう方法がとれるようになっておりますので、避難時の災害の避難用のトイレでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

7番議員、口木俊二君。

○7番（口木俊二君）

そうですね。あと、先ほど生理用品も出ましたけれども、やはり高齢者や女性、とにかく若い女性、妊婦さんあたりがやはり安心して避難できるような形を取っていただきたいなと思っております。

それと、次に、能登半島地震ですね、初めて私も1.5次避難所というのを聞いたので、今までたぶんなかったんじゃないかなと思ったんですけども。

先ほどの話では、その避難と言うか、災害箇所から離れた場所と、町長が答弁されましたけれども、県立体育館とか、佐世保あたりになってくるんですかね。町内、町外ということですかね。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

町外でございます。町内は、また余震とかいろいろ予想が出ますからですね。ちょっと離れたところに一時的に避難をされるというのが1.5次で、2次がホテルや介護士福祉施設ですね、先ほど申しましたとおりでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

7 番議員、口木俊二君。

○7 番（口木俊二君）

そうしたら、もう職員さんたちと一緒にあってそういう話はもう出てきたことはあるんですかね。役場の中でそういう、そういったもし有事の時には。そういった避難場所というのがそこら辺も 1.5 次避難という話は出てきているのですかね。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

こうなりますと町単独でちょっと非常に厳しくなりますから、県とか通じて指示を仰がなければいけないと。これは当然各町またがって市とかの連携とかになりますからですね、どこに受け入れるかというのも相手方もありますし、そういうのは県に主体になってもらって動かざるを得ないということでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

7 番議員、口木俊二君。

○7 番（口木俊二君）

そうしたら、まだそういったところまではまだまだ、地震があつて 2 か月ぐらいですけれども、そういったところはまだ県とのやり取りというのは、まだそこら辺は、全然そこまではいっていないですよ。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

県とのやり取りはないんですけれど、石川県も石川県がそういう体制を取っていますので、たぶん長崎県としてもそういうシステムを構築をされているとっておりますので、いずれ防災会議などでそういう話し合いがもたれるとっております。

○議長（浪瀬真吾君）

7 番議員、口木俊二君。

○7 番（口木俊二君）

それでは次に、4 つ目のですね、トップの初動体制の遅れということで質問をしましたがけれども、とにかく能登半島の石川県は特異な地形というか半島で、石川県自体全部が半島地域になっていて、やはりあちこちで孤立地区が出てですね、3 か所、4 か所も孤立地域が出て、たぶんそれで頭、トップの責任になったような感じで報道機関も報道されていましてけれども。

果たして、トップが初動体制の遅れかなと私も思うところもあるんですけれども、知事もあまり悪いとか何とかも思っているような感じはあまりなかったんですけれども、初動体制と言っても、私もちょっとピンとこなかったところもあるんですけれども。自衛隊とか何とかもいろいろあつて、なんですけれども。

町長は、その時にそういう初動体制の遅れというのが報道された時に何か感じられたところはありますか、何か。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

例えばですよ、出張とか何とかで私が不在になった時、やはりどういう指示を仰ぐというのが、今東彼杵町役場では、LINE もそうですけれどチャットでも直接結びつくようになっていきますので、そういうものですぐ指示をして、もう思い切って、やはり職員に任せないとですね、助かる命も助からない。

ですから、すぐ自衛隊の方もこちらから、県知事が要請しなくても、大災害の時はこういう初動。をされるようになっていきますので、私も自衛隊で、大村東彼防衛協会の副会長でもありますので、毎回連絡をして、うちの防災会議にも来ていただいておりますので、そういう体制を取っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

7 番議員、口木俊二君。

○7 番（口木俊二君）

そうですね、自衛隊の方にはもうずっとお世話になりっぱなしで、また今度もいろいろ案内も来ておりますけれども。

やはり、一番活動してもらえるのは、こういう時に活動してもらえるのは消防団か自衛隊かなど思っております。被災された方はともかく、もうどうしようもありませんから、とにかく急な時にはやはり消防団、私もお世話になっていたのでそこら辺のことはよくわかりますけれども。

後だってちょっとまた質問させてもらいますけれども、何が何でも、やはり初めは自衛隊よりも消防団ですよ。そこら辺のことも感じながらやっていただければなと思っております。

次に 5 番目の国道 205 号ですね。

私も生活道路になっておりますけれども、もう何回も、20 何年前でしたか、あそこは私のちょうど前の道路、前が大型トレーラーが横倒しになって道を完全にふさいだんですよ、綺麗に。あそこ 1 車線しかありませんから。そうしたら、もう彼杵方面からも川棚方面からも来れなくて大渋滞、大渋滞どころかもう大大渋滞になって、もうにっちもさっちもいかないような感じになったんですよ。

孤立はしませんけれども、もし、西部地区のことを言ってちょっと悪いんですけど、西部地区の 205 号の 3km、3km ぐらいの間で、2、3 か所崖崩れが来たら、たぶん私の所も隣の地区も、たぶん孤立地区になってしまうんじゃないかなと思っております。

そういった時に、迂回路がないもので、なかなか思ったような活動もできないし、我々もどうしたらいいかわからないと思います。やっどこさ今度、踏切も改善されるようになってきておりますので、そこら辺のことも、とにかく 205 号をちょっと私も心配しておりますけれども。そういったことになった時に、町長はどのような体制を取っていただけるのかお伺いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

通行止めになった時にですね、1 回災害があった時には、もう全面通行止め 1 日ちょっとありましたかね。その時も国土交通省が昼夜作業していただいて開通はできましたけれど、もしもの時に

はですね、こっちから救急車も行けない、消防車も行けない、向こうからも来れないとなったら、やはり広域的に応援を願うしかないですね。

緊急、どうしても命が危ない時にはドクターヘリの出動しかございません。これはどこかに、校庭かどこかに降りられてですね。そういう形しかないもんですから。

今度、西九州自動車道が今度4車線、今、片側1車線ずつですけれど、2車線ずつなる計画に入るといふ報道がありましたので、とにかく東彼杵道路も先ほど私最初しましたように、もう迂回路がないからと国に何べんでもお願いをしておりますけれども、やはりそういう予算の関係で、なかなか。今まだ環境アセスで、今から都市計画、それから予算がつくようになります。

ですから、そういうのを、しかもなりませんので、迂回路を町単独で造るといふのは非常に財政的にも厳しい状況でございますので、それをもうお願いするしかない。

もし有事の際は、広域的に片側から出動を願うしかないということです。よろしく願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

7番議員、口木俊二君。

○7番（口木俊二君）

そうですね、私もそれを期待しているんですけども、IRがですね、長崎県の誘致のIRが不認定になりまして、205号も着工が、着工と言いますか、今ちょっと頓挫してしまったみたいな感じになっておりますけれども。

とにかく、なるべくですね、町長も陳情に何回も言ってもらって感謝しているところでございまして、回数を重ねていただいております。少しでも早く調整ができて、着工ができるような形でいければなと思っております。町長の中央への陳情ですね、それにしか頼るしかないかなと思っておりますので、そこら辺のことも踏まえながら、早急に着工できればなと思っております。

次に2番目ですね、消防団の件なんですけれども、消防団の団員数の維持及び今後の団員の確保ということで、町民の中でもですね、人口に対して団員数が多いのではないかとされる方がおられますけれども、私はそうとは思っていませんで、何回も言いますけれども、東彼杵町は面積が広く、山間が多くですね不明者捜索や林野火災など有事の時にはですね、やはり多くの団員が必要とされますよね。特に林野火災の時は、もうどうしようもないほど人間がたぶん要ると、出動をしなくちゃいけないかなと思っております。

今379名ですかね、条例定数が。私の時は395名だったんですけども。それだけ減っただけでも、私はちょっと厳しいなと思ったところもあります。なんとかですね、現状維持で持っていていただければなと思っております。

人口比例に対して条例定数を削減するようなことがあってはならないと思っておりますけれども、町長はどのように考えておられますか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

定数とは別にですね、やはり消防団の勧誘が非常に厳しくなっておりまして、特に若い人、20代から30代の人若干少なくなっているような状況なんですよ。

だから定数は定数としても実員数をですね、なんとか確保しなければいけない。昨年も退団者の方の数に比べて入団者の方が非常に少なかったです。

ですから、確かに究極のボランティア活動でございますので、なんとか残る人も消防団に入っていただきたいんですが、人口もだんだん減少しております、事実上、団員数の減少は、将来的にはもうたぶん考えなくちゃいけないと思っております。

定数は定数としても実団員数をですね、なんとか確保したいと、そういう努力をしなければいけないと考えているところでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

7番議員、口木俊二君。

○7番（口木俊二君）

そうですね、少子高齢化でなかなか若い団員が入っていただけないということもありますけれども、ボランティア、ボランティア、ボランティアと言いますけれども、有償のボランティアということで考えております。有償と言いましても、先ほどから話がありますように、3万6500円。1日にしたら300円なんですよ、これ。300円で誰が今仕事しますかね。やはりそういったお金の問題じゃなくて、やりたい、地域に貢献したいということで団員の方も頑張っておられるのかなと思っております。

それで、先ほど登壇しての質問の時にも先ほど町長も言われましたけれども、入団するより退団者の方が多いということで、もうこれもずっと現実で毎年起こっております。

その中でですね、辞められた方、今ここでは補助団員と、東彼杵町で補助団員と言っておりますけれども、その補助団員も退団者の方をお願いをですね、今29名でしたかね、おられますけれども、その方たち、退団された方の若い方が、若い方からと言ったらちょっとおかしいんですけど、なるべく残っていただくようにですね、今まで以上に力を入れながらやっていただければ、ちょっとでも実員数が増えていくんじゃないかなと思っております。

これは、行政じゃなくて、団員の方も一生懸命やられると思いますけれども、なかなか団員だけでは、消防団だけでは勧誘をしにくいところもありますので、そこら辺は行政の方からもお願いをしながらですね、やっていただければなと思いますけれども、町長はどのように。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かにこの経験された方が残っていただくというのは非常にありがたいです。私もお願いをしてまいりますけれども、特に昼間の火災などはですね、もう役場の職員、消防団、それとそういう補助団員の方が、ここに働く場所がございませんもんですから、ほとんどいらっしやらないですね。ですからそういう形で、役場の人も来られたら入って、採用された方はお願いをしています、消防団にお願いできませんでしょうかということですね。

だから、補助団員も増やしますけれど、まずは本当に役場の中が10数名今いらっしやいますけれど、非常に初期の消火等も活躍できるんじゃないかと考えておりますので、一つのこの本部の分団と言うか、形で考えて、私は考えたいと思っておりますし、その補助団員の方も退団される時になんとかお願いをしたいと思っております。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

7 番議員、口木俊二君。

○7 番（口木俊二君）

そのようにしていただければと思います。

波佐見ではですね、今の町長ではなくて、前の町長は新しく入ってくる職員の方、役場職員に、強制的じゃない半強制的に、もうお前は入ってくるんやったら、団に入れということで、たぶんお願いをされておられるかなと思っております。私のところから行っている職員も、もう強制的に入れられたと言っておりますけれども、そういった考えはありませんか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

一応、面接の時に聞きはします、消防団に対してどう思いますかとか、もし採用されたらどう考えられますかというような話はしています。しかし、強制とか何とかは今の時代ではちょっと厳しい状況になりますので、その辺はちょっとできないかなと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

7 番議員、口木俊二君。

○7 番（口木俊二君）

そうしたら、強制できませんので、なるべくそっちの方に向くように話をですね、持っていただいていただければ助かりますけれどね。

これはちょっとわかったことなんですけれども、本団や分団の報酬、報酬はですね、もうこれずっと前からのたぶん決め方なんでしょうけれども、どういった過程でこう定められて、今のこの本団の報酬が決められたのか、ちょっと説明をもう 1 回ちょっとお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これはですね、昭和 41 年に制定されました条例の中でもございますが、その時代でいろいろございまして、町が提案をして、議会で議決をした、されたことございますので、決めた方法はですね。もうなんでも条例はそうですけれども、町が提案して、以前の議会で議決をされて決まったということでございますので、私の方から、何と言いますか、そういう感想とかですね、申し述べることはちょっと差し控えたいと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

7 番議員、口木俊二君。

○7 番（口木俊二君）

団長の報酬が 28 万 8000 円ですかね。それはもう消防団の団長だけじゃなくて、農業委員会の会長とか、教育委員長ですかね、さんたち同じような、たぶん決め方でされたと思うんですよ。それで議会で議決をされて決まったと思いますけれども。

先ほどから同僚議員の話も、質問もあっておりましたけれども、それだけ私が在籍していた時も報酬を頂いておりましたけれども、ほとんど交際費で出ていってしまって、自分の懐に入れるよう

なことはまずなかったんですよ。

それだけやはり団長となった、副団長となったら、やはりこういういろいろ出ていく場面も多いし、団との付き合いもあるし、そういったところでやはりある程度その報酬、報酬と言ったらちょっとあれなんですけれど、頂いてしていかないと成り立っていかない部分もあるし、その団長も、引き受ける団員もたぶんいないと思うんですよ。そこら辺のことも考えながらやっていただければなと思っております。

次にいきますけれども、先ほどもアンケートは先ほど言われましたから、間接支給が64%ということでお聞きをしました。やはり先ほども言いましたけれども、団員がとにかく活動しやすい環境を作っていくのが私たちの役目じゃないかなと常日頃思っておりますので、団員の方には感謝をするしかないんですよ。

やはり、そしてその中で直接じゃないですけれども、先ほどから話ありますけれども、町の方から団にあって団が精査して支給をしているんですよ。出勤に応じてパーセントで。私が聞いたうちではですね。全部が全部たぶんないと思いますけれども、そういった分団もありますんで。もう全部個人個人に直接支給でやってしまったら、その団の運営もいなくなるし、財源もまた、町の財源も必要になってくるし、なかなか厳しいところがあると思うんですよ。活動するにしても、また別に財源をどこからか持ってこないといけないんですよ。

そして個人にやった報酬もあれなんですよ、また何かあるから、旅行に行くからちょっとくれないかということもたぶん言ってもたぶん団員は1回もらったたらたぶんもう出さないんですよ、せつかく自分の懐に入ってしまったら。そこら辺も考えながら、やはり団員が一番仕事をしやすい、何回も言いますが、そういった環境を作ってやる、それが一番の望みじゃないかなと団員もたぶん思っていると思うんですよ。先ほどからの話もありましたけれども。あまりがんじがらめ、それはいろいろ決まり事はありますけれども、1から10までがんじがらめにやってしまっても、もうこれはたぶん団員が、本団はじめ団服を脱ぐと思うんですよ。私もそう聞いております。

そういったことがないようにですね、とにかくもう消防団しか我々の町を守ってくれる団体はないんですよ。そこら辺のことも考えながらこうやっていただければなというふうに思っておりますので、ちょっと町長の見解をお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実は常備消防の所員の方もですね、非常に消防団がいて助かるとおっしゃっております。うちは本当に広範囲におよびます。山林も本当に広いし大野原演習場もそうです。今度、大野原演習場でタンク車と言いますか、3分団に新しいのを、防衛省の助成ももらいながら買い替えをするように、今いたしているところでございます。

そういうことで、本当に消防団はボランティアでありまして、お金のためではない。月に3000円です。3万6500円してもですね。だから、本当に実質的な声が月に3000円ぐらいお金もらうならもう入らない方がましと。夏なんかは夏季訓練もあります、練習も行かなくちゃいけない。これ出動手当も何も出ませんからですね。

だから、そういうので、本当にビールを飲みながらナイターを観たほうがまだましじゃないかと

いう意見もあります。それじゃあ地域がやはり疲弊してしまうと。

もう実は私の親戚の中で大阪から来た子がいるんですよ。小中高校も全部ここにいませんでしたから。消防団に入ってですね、そういう横の流れ縦の流れをわかったと、友達も増えたということで。昔から言いますように、団とつのが青年団とかございましたね、消防団もそうですけれど、やはり団々の団で、先輩の言いつけとか、そういう教えとか、その中で交わっていく、これがうちの町の地域の特性で非常に良いのかなと考えているところでございますので。

私は、最初直接に確かにお願いをしましたけれど、それは消防団が運営がしやすいようにやはりやりたいということで、アンケートも取りながら進めておりますので、今後本当に、口木議員がおっしゃったように、消防団がいなければ、いざ災害とか火災とかの時は消防署だけではどうにも対応できないということでございますので、本当にまちづくりの一環としてでもですね団員の皆さんにご協力を願っているところでございますので、そういう形で私は進めさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

7番議員、口木俊二君。

○7番（口木俊二君）

そうですね、この前3日の3月3日の日に春季火災出動訓練がありましたけれども、その時も、朝私が5時40分頃火点の方に行った時には、もう分団長たちが集まっていますね、段取りを、その時の段取りをずっと決めていました。

それだけ一生懸命になってしてくれてですね、団員もですね、浦地区であったんですけど、端から端までホースを引っ張って、これは朝早く、それで寒かったです、その時。それでも一生懸命にやっていただいてですね、頼もしく、やはり消防団だなということは感じました。

やはり、やりやすいように、しやすいように、動きやすいようにやっていただきたいと思います。

次にですね、最後の、3番目の大村湾サイクルーピングということで質問をいたします。

先ほど町長は、町単、もし安田産業汽船さんが、もし栈橋もできないと、作れないと言われた時に町単独ではしないと言われましたけれども、たぶん、栈橋は作らないとフェリーじゃないけれど、たぶん、着けないと思うんですよ。自転車を、自転車を乗せて、そこで着いて自転車で回りながら、観光しながら、いろいろお土産を買いながら、それでまだ乗って行って、次の所に行く。もとに戻るか次の所に行くということで考えておられるようなんですよ。

東彼杵町も良い所があって、道の駅もあり千綿駅もあり、集団茶園も、集団茶園は自転車で、電動自転車でないとちょっと無理かなと思いますけれども。そういった場所がいっぱいありますよね、ソリソリソリソリにしても何にしても。

そういった所をですね、やはり町外の人に、県外の人に来ていただいて、観ていただくということが一番町の活性にも、活性化にも繋がるし、良いんじゃないかなと。

特に、道の駅はもう、すぐ近くでもありますし、加工センターができて、いろいろな面でまた増える、その販売ができたならですね、もっともっと活性化して、出品される方も気合が入って、気持ち的にもまた出そうかなという気持ちにもなるんじゃないかなと思っております。それと売れ残った商品でも加工すればまた販売できるんですよ。そこら辺のこともやはり考えながら誘致をです

ね、やっていただければなと思います。

町単で、町長はもう考えはないということですよ。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

以前ですね、オランダ村にここから出航されていた時は浮棧橋、をそれは安田産業汽船さんが設置をされてですね、うちがちょっと管理を頼まれて、波が荒い時に揚げたりしていたところがあったんですが、これは、たぶん浮棧橋を安田汽船さんが持っておられればですよ、そういうのを曳航してきてそこで繋ぐような形になれば一番良いかなと思っておりますので。

町ですね、単独で整備するというのは、また相当な金額も掛かりますので、そういう状況で今のところ考えてないというところでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（浪瀬真吾君）

7番議員、口木俊二君。

○7番（口木俊二君）

ちょっと申し訳ないですけど、私、さっきの消防の報酬で1日300円と言いましたかね。一日100円なんです。訂正してお詫びします。

そうしたら、棧橋はなくて、クルーズ船だけ、もし予定、東彼杵町が予定に入ったら、クルーズ船で周ってきていただいて、どこか乗り降り、乗降場所はどのように考えておられますか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

その時は彼杵新港で、こちらから例えば自転車も観光協会も持っていますので、何名かどうかわかりません。

ただそれもありますけれど、私はバイクのですね、こういう地形がある所には、バイクのグルーピングの方が山までさっが行けて、この前レッドブルが撮影しました広域農道、あそこからも非常に景色が綺麗なもので、そういうのも一緒に、総合的に考えていますので、もし安田汽船との協議をしながらですね、そういう形で進めさせていただければなと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

7番議員、口木俊二君。

○7番（口木俊二君）

そうですね、どっちにしても東彼杵町にやはりそういったコースを設けていただいてですね、安田産業汽船さんにですね、なるべく1人でも多くの方に来ていただいて。自転車を使わなくてもここで貸して、人だけ乗ってきていただいて、自転車を貸してということも、今町長が言われたようにできると思いますので、電動自転車があれば上にも行けますし、バイクと言われましたけれど、そこら辺のことも考えながらですね。

とにかく、どのようにしたら東彼杵町が、お客がこう来るか、集客できるかということで考えていただければなと思っております。町長の考えを。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今、私が考えておりますのはですね、東彼杵町だけ単独じゃなくて、川棚波佐見、相乗効果で一緒になって盛り上げないと、うちだけ突出して人口が増えるわけでもないし、全体的に考えていかなきゃならない。

川棚町のくじゃく荘の近くにですね、ハーレーが1回1,000台ぐらい集まりましたですね、また1回佐世保に移って、またもう1回されるような計画でございますので、そういうのも、一緒にシナジーと言いますかね、そういう形で。相乗効果で、例えば10台ずつ波佐見を回るコース、川棚を回るコース、そして東彼杵町を回るコースをとという話を今持ちかけておりますので、自転車も当然そうですけど、そういう形でもですね、町を1周して道の駅に寄っていただいたり、千綿駅を観たりですね。

もう、東彼杵町は平野がないから、すぐ坂ですから、バイクなら行けるんじゃないかなと考えておましてですね、色んな皆さんと協議をしながら、進めていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

7番議員、口木俊二君。

○7番（口木俊二君）

そうですね、この前説明会、説明会と言うか、大村であった時に、波佐見の議長は、波佐見はいいですから川棚の方で、時間が距離が遠いですから、私の所はいいですからと言われましたので。

そういうことはないですよ、3町一緒になってですね、やっていただければ良いかなと。

どういうことになれ、東彼杵がですね、良い方向に向けたら良いなと思っておりますんで、町長がそこら辺のことはですね、どんどんどん3町とも話し合いながら、県とも話し合いながらやっていただければなと思っております。期待しております。以上で質問終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

以上で、7番議員、口木俊二君の質問を終わります。

暫時休憩します。

暫時休憩（午前11時58分）

再開（午後01時12分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き継ぎ一般質問を続けます。

次に、3番議員、構浩光君の質問を許します。3番議員、構浩光君。

○3番（構浩光君）

先に通告しておりました3点について質問をしたいと思います。

1、道路に伴う水路改修及び新設道路・離合場所の設置について

橋ノ詰地区内の町道石町線（гент川横）延長 170m幅員が 2mしかなく行き止まりの道でもあります。道路を使用している世帯は約 20 世帯です。幅員が狭いので火災があった場合、消防車も進入できません。先般、救急搬送があり、救急隊員が救急車を誘導し時間がかかったようです。

また、ごみ収集車も同様に進入できなく、不燃物、可燃物の集積所も 200m以上のところに持って行かれておられます。また、高齢者世帯も増えてきて先行き不安であります。

地区外の方の車がгент川に落ちたり、大人も子どもも落ちたと聞いています。豪雨の際、前が見えなくて外壁に接触し、車体に傷がついた事例もあります。また、総合会館への避難経路となっており、幅員が狭く、歩行者及び車両通行に支障をきたしております。

次に、一ノ瀬橋から国道 34 号の町道大野原高原線延長 400m幅員 4mの現状について、特に通学時間は車両の通行が多く、歩行者及び車両通行に支障をきたしています。スクールゾーンで区画線を引いてもらったのは良かったのですが、区画線に注意して一ノ瀬橋近くのガードパイプにぶつかった事例等がありますので、道路整備について質問させていただきます。

(1) 町内の集落で 20 世帯以上の民家があり、行き止まり道路及び消防車が進入できない地区はありますか。

(2) ゲント川の蓋設置は、橋ノ詰地区の町単要望 1 番で 30 年前からの要望であります。蓋設置はできないのでしょうか。水路幅 W=1.7m、H=1.0m です。（現状の上流部 W=1.2m、H=1.1m です。）

(3) 宿 8 号線のгент川にボックスカルバートによる道路改良がなされました。ボックスカルバートによる改良はできないのでしょうか。

(4) 都市計画法が策定された時、一ノ瀬橋付近から江頭交差点まで、また、大野原高原線沿いの畑前付近から国道 34 号への道路計画について、どのように考えておられますか。

(5) 石町線（гент川下流部）から一ノ瀬橋付近に避難できる新設道路の計画、若しくは、十八親和銀行社宅跡地を活用して石町線に通じる道ができないのでしょうか。

(6) 石町線（гент川下流部）から大野原高原線と国道 34 号を結ぶ石町線につなげる道ができないのでしょうか。

(7) 大野原高原線は、幅員が 4mしかなく、通学の時間もですが、通常においても車が通るたび、児童も大人も壁側、路側側に寄り添って車が通過するまで立ち止まっています。また、対向車が来た場合、私有地に車を入れて通行しています。例えば、十八親和銀行社宅跡地及び大野原高原線沿いの畑（私有地）を相談して離合場所ができないのでしょうか。

次のページをお願いします。大きな 2 番目、資源ごみ集団回収とリサイクルについて

衛生的で無駄のない環境づくりをめざし、ごみの排出の抑制や再生利用を推進し、町民主体のリサイクル活動を推進します。また、環境意識の啓発、環境教育、省エネの推進等にも積極的に取り組みますと総合計画に掲げておられますので、質問させていただきます。

(1) 資源ごみ集団回収が年々減少しています。減少の要因は、どのように考えられますか。

(2) 資源ごみ集団回収は、子ども会、婦人会等の団体が取り組まれています。資源ごみ集団回収は早朝から回収し、報奨金が、頂いた資料によりますと、令和 4 年度、子ども会 4 団体の実施回数 6 回で平均金額 2847 円、婦人会実施回数 2 団体の 10 回で平均金額 1 万 6005 円で、少額と思います。報奨金は、団体の運営費の一部となっており、資源物 1kg・空びん類 1 本、5 円となっていますが、他町では 10 円に数年前にあげられています。本町においても 10 円にすることができないでしょう

か。

(3) 回収品目にペットボトルを追加してもらいたい、プラスチック製品のリサイクルが低いからです。是非検討してもらいたい。

(4) 小型家電リサイクルの過去5年間の実績を教えてください。回収量及び回収品目。

(5) 資源ごみ集団回収、小型家電リサイクルの啓発、推進の取り組みを教えてください。

(6) 家庭で使用済みインクカートリッジが燃えるごみと出されていますので、循環型社会への貢献を目指すインクカートリッジ里帰りプロジェクトに参加されませんか。若しくは、各小学校で取り組まれていますので、回収された使用済みインクカートリッジを有効活用されませんか。

大きな3番、二十歳を祝う会の参加状況、記念写真の無料について

令和6年1月3日に開催された二十歳を祝う会が盛大に開催され大変良かったと思えました。参加された人数は、名簿者数82名で参加者が63名で参加率約77%でした。確認したいことがありますので質問させていただきます。

(1) 参加者の名簿作成が住民基本台帳及び中学校卒業名簿となっていますが、連絡が取れない方がいたのかどうか。

(2) 参加状況について、過去5年間の推移をお願いします。

(3) 記念写真代等にかかった費用額について教えてください。

(4) 記念写真を何名の方が購入されたか、1枚の価格の値段は。

(5) 記念写真代が無料にできないのか。以上、登壇して質問いたします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、構議員の質問にお答えいたします。

大きな一番目の道路に伴う水路改修及び新設道路・離合場所の設置についてでございますが、まず20世帯以上の集落で行き止まりである道路は、橋ノ詰のгент川周辺地区、浦地区、滝川内地区の3地区を把握をいたしております。

現在、東消防署が保有されている消防車の幅員が2.4mでありますので、橋ノ詰のгент川周辺地区の町道石町線は、一部が有効幅員が2.4mと狭隘部分があり、進入困難な地区となっているところでございます。

次に(2)でございますけれども、車両通行を考慮しない歩行者の転落防止を検討するのであれば、ネットや縞鋼板等の安全対策は可能な事業だと思いますが、既存水路に設置は構造上及び民家構造物が近接する状況では不可能と判断されます。

次に(3)でございます。

гент川の暗渠化については、道路拡幅の機能もあるため、周辺的生活環境の改善にとっては効果があると考えられますが、幅1.8m、深さ1mのカルバートボックスを設置するには、1mあたり約70万円必要でございますので、工事費で約1億円、事業費ベースでは、測量設計費や周辺住宅への影響調査なども必要であるため、それ以上の経費を要するものと考えられます。延長が約概略で140mでございます。

一般財源のみで実施している町道改良の予算は、年間数千万円でありますので、事業期間も長期

化が予想され、周辺住民に与える影響や、財源の確保を考えると、事業化は非常に困難であると考えます。

将来的に幹線道路以外の町道に補助金や交付金を使える状況になれば検討の余地があるものと考えております。

次に（４）でございますけれども、道路計画は把握はしておりません。

東彼杵町は平成５年に都市計画法を適用しているため、保存されている当時の資料等を調査しましたが、道路計画に関しての内容は確認できませんでした。

次に、５番、６番でございますが、一緒に回答させていただきます。新たな道路整備計画についての質問でありますので、同様な回答となります。

バイパス路線の設置は、地元の皆様の生活をより豊かで便利にするための提案として、その意義と必要性は十分理解をしております。

また、当地区の住宅が崖下に伴う交通量の増大や既存の町道の狭隘さ等により、皆様のお困りの事情もよく理解をしております。

今後、財政状況等を見つつ、引き続きバイパス建設の可能性を研究してまいりますので、その点については、何卒ご理解いただきますようお願いをいたします。

７番目でございます。

ご指摘のとおり、幅員狭隘で離合困難な区間であることは十分に理解をいたしております。今後、グリーンベルト等の安全施設だけではなく、離合場所を設置をいたしたいと考えております。

次に大きな２番目の資源ゴミ集団回収とリサイクルについてでございます。

１番目でございますけれども、（１）です。人口減少により回収に協力いただいている方々の人数が減少していると考えられます。また、新型コロナの影響により、複数の方々が集まって作業される場合が少なくなったことも合わせ、回収量が減少したものと考えております。

（２）の資源ゴミ集団回収でございますけれども、ご質問のとおり、波佐見町で報奨金の改定を平成３０年度に行っていることは把握をいたしております。現在の協力団体数及び回収量等の実情を考えましても、本町も報奨金を１kg５円から１０円に引き上げたいと思っております。

（３）番目でございます。

川棚町が平成１０年度から回収品目にペットボトルを追加されていますが、報奨金が１kg５円となっていることから、未だに実績がないとのことでした。

福祉組合でもリサイクルいたしておりますので、他市町の動向を見ながら検討していきたいと考えております。

次に（４）小型家電でございますが、福祉組合での過去５年間の東彼杵町の回収量につきましては、令和４年度が９,７０２kgでございました。

平成３０年度からは１万５,０００kg台、令和元年度、令和２年度、令和３年度となっておりますけれども、令和４年度は少し減って９,７００kgとなっているところでございます。

また、回収品目のほうは、町としましては把握をいたしていないところでございます。

次に（５）の資源ゴミ集団回収につきましてでございますが、資源ゴミ集団回収につきましては、町のホームページで情報提供を行っております。

小型家電リサイクルにつきましては、回収ボックスを設置しており、町内に３か所、役場、支所、

総合会館福祉センターの玄関に設置をいたしておるところでございます。

次に（6）のインクカートリッジの件でございますが、SDGsの観点からもインクカートリッジ里帰りプロジェクトに参加し、循環型社会への貢献に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

大きな3番目は、教育長の方で回答いたします。よろしく願いいたします。教育長。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

私の方からは構議員の3つ目の質問にお答えいたします。

まず1点目の二十歳を祝う会の参加対象者の中で、連絡が取れない方についてですが、令和6年については対象者82名のうち2名の方の案内状が行き先不明で戻ってまいりまして、結果的に連絡が取れておりません。

なお参考までに、過去4年間では連絡が取れなかった方はおりませんでした。

次に、2点目の参加状況の過去5年間の推移についてですが、平成31年は対象者87名中、参加者74名の約85%、令和2年は対象者86名中、参加者70名の約81%、令和3年は対象者78名中、参加者67名の約86%、令和4年は対象者87名中、参加者62名の約71%、令和5年は対象者93名中、参加者74名の約80%の状況でした。

続いて、3点目の記念写真代等に掛かった費用額についてですが、例年、業者の方から記念写真の撮影場面の設定の申し出があった場合に許可をしておりますが、教育委員会からの専門業者への依頼は行っておりませんので、公費からの費用支出はありません。

続いて4点目です。記念写真を何名の方が購入されたかということですが、また1枚の価格の値段についてですが、今回の業者の方に確認したところ、34名の方が購入されたようです。また、値段は送料込みで1500円とのことでありました。

5点目の記念写真代が無料にできないのかについてですが、結論からお答えしますと、記念写真代を町が負担することについては考えておりません。

その理由としましては、本町では、現在、町からの記念品として額面1000円の図書カードを贈呈しておりますので、さらに記念写真代を町が負担するという点については今のところ考えておりません。以上で登壇しての答弁を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

3番議員、構浩光君。

○3番（構浩光君）

まず大きな1番の1に入らせていただきます。

今言われました浦地区、滝川内地区についてはですよ、どのような対応をされるのでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

対応と言いますか、浦地区もですね、もう行けばUターンしかございません。滝川内もそうでございます。途中の民地に入ってUターンをするか、一番上の観音様まで行ってUターンするか。

浦地区なんかは、この前私も火災予防の出動訓練に行きましたけれど、一番奥の海岸まで行かないと途中ではUターンできません。ただ、浦地区は途中で回転する所に道が少しあるところがございまして、そういうところですね、ちょっと厳しい状況であることはこちらも把握をしているところでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

3番議員、構浩光君。

○3番（構浩光君）

1番2番ちょっと合わせてちょっと質問するんですけど、гент川にですね、他所の方が落ちてですよ、半日全く通行ができなかったと聞いております。

救急車もですね、かなり時間がかかっておりますので、いざとなった時ですよ、助かる命が助からないと思うんですよ。その辺も考慮してもう一度ちょっと回答をお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

歩行者だけの転落防止ならですね、なんとか検討して、昔の坂本中尾線の道、大野原高原線沿いに打ちましたですね、私が土木の時にそうでしたけれど。そういう感じで、転落防止歩行者だけならなんとか講じることができそうですが、車となりますとですね、構議員もご存知のように、гент川の建物もギリギリまで家がきていまして、本当、ちょっと作業がですね、どうしてもギリギリになって厳しいところがあります。

この前1回下水道の作業をしている時もちょうと民家にヒビと言うか、あれが入っていろいろちょっと時間が掛かったような状況でございまして、今のところは私が先ほど申しましたように、そこはそことして歩行者だけを守るならバイパスを当然また違う方向に考えざるを得ないのかなと。

これは当然消防車も行き止まりですので、火災の時に入ってきたら、もう避難する術がございせんからですね。

だからそういう形で、今のこのгент川をボックスカルバート、お金が1億円以上たぶん掛かると思うんですよ。だから、ここをするには長時間の通行止めにならざるを得ないということで、今のところ車両の止める、そういう大きな拡幅はですね、進めるような拡幅はちょっと今、私は考えてないところでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

3番議員、構浩光君。

○3番（構浩光君）

3番、4番ちょっと合わせて質問させていただきます。

上流の断面がちょっと小さくて下流の方がちょっと大きいわけですよ。

ですので、今だったらですよ、ボックスカルバートで設置が1億円以上ちょっと掛かると聞いたんですけど、今だったら親和銀行の住宅跡地を仮駐車場として相談し、その間に年次計画でもいいですからできないものか。これはですね、橋ノ詰の方に聞いたら、30年ぐらい前から要望しているそうなんです。

先ほど言いましたように、高齢化も進んでおりまして、とにかく道が広くなければですね、何もちょっと生活にも支障をきたしております。そこで、もう一度ご回答をお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

一回仕事を始めた時に途中でやめるわけにはいきませんので、町道は、本当に東彼杵町は広くてですね、区長さんの要望もあちこちから上がってきて、本当に年間の町単独事業費が数千万円でございますので、もしですよ、このいろいろ国とか県とかそういう一般町道の拡幅に補助があるとなったときにはですね、少し、やはりそれは検討しなければいけない。

今、全くの単独ではですね、財政的に非常にうちの町としては対応はまだできないという状況でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

5 番目はですよ、一応、町長の方からバイパスの必要性はあるとちょっと言われましたので、私もですね、石町線の改良工事はですよ、できれば、十八親和銀行の社宅跡地からだったら平坦地が続いております、石町線に防火水槽があるところはあるんですけど、そこに通じる道ができればですよ、相手があつてのことで話なんですけれど、かなり安くて済むんじゃないかなと思うんですよ。

一ノ瀬橋からの地区要望もあっているんですけど、できればそちらの方を推進できないかなと思っておりますが、町長のお考えはどうでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに、十八親和銀行跡地が距離的にも一番近いんですね、これを結ぶのがですね。あと、一瀬橋の方は距離が長いし、もう一つも、裏側を通す案も計画というか、考えて私はいるんですけども、今からちょっと用地の方もいらっしゃるもんですから、それを内々に協議をしてですよ、その話をもしよければ検討させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

ちょっと6 番についてですね、補足質問をしたいと思えます。

石町線のもですね、гент川下流部からコスモス団地に向かって赤道があるんですよ。その赤道に現在下水道が布設してあります。

なお、その地区はですね、耕作していない土地がありまして、その途中まで道を作ってですね、それから直角に石町線の方に道を作ればですよ、この先あそこは住宅地になっていくと思うんですよ。

町としてもですよ、先行投資として大野高原線から国道 34 号までの石町線に繋げる、先行投資

型の道路計画は考えられないでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに構議員がおっしゃるとおり、うちは元々農業立町ですね、農業振興地域とか農用地とかがございまして、本来ならですよ、ここもっと長期的に基盤の目ぐらいのこの道路を、もっと前から本当は計画をすべきだったと思うので、私もここに土木の方にいましたけれど、やはり道がもうなくて、集落が全部密集してしまった。

元々ほとんどありませんでしたもんね、田んぼとか何とかでしたから。その時にやはり計画しなければいけなかったんですが、もう今となつては、構議員がおっしゃるように、国道 34 号に繋がる道の、ちょっと他の用地の方もいらっしゃるもんですから、ここではっきり申し上げませんが、計画としてはですね、町としても 3 本、今構想は描いてはいるんですよ。

ただ、今その先に地権者の方がいらっしゃるからこうしますこうしますと言われないと。これ、用地を買収しなければいけませんのでですね、そういう考えでございます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

次に 7 番目にちょっと入らせてもらいます。

町長の回答では理解している、設置したいと思えますということなんですけれど、この大野原高原線はですね、とにかく車が多いんですよ。

工業団地に行く車、それから大村方面に仕事に行かれる方の車、そしてとにかく私もずっと見ていたらですね、傘を差してもちょっと危なくて、引っ掛けられるような感じですね、とにかく子どもたちの通行にですね、通学ですね、通学の時、非常に厳しいかなと思っているんですよ。

是非ともですね、今の時点だったらですね、その畑のところを相談してもらい、私もちょっと聞いたところによれば地権者がですよ、もう売っても良いよという話をちょっと聞いたもんですから、是非、これも早急にですね、してもらえればなと思っています。その答えについて、ちょっと質問についてよろしくをお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは、先ほど構議員もおっしゃったようにですね、建設課の方もそのままそういう交渉とかお願いも入っておりますので、これも間違いなく用地を売っていただければ、町としては実施をしたいと思っております。

確かに、子どもたちの通学路は非常に危険な所ですね、この橋ノ詰だけじゃなくいっぱいあるんですよ。この前、東町にも行きましたけれども、非常にそういう状況下でですね、とにかく交通量が多くなる、子どもたちの命も守らなくちゃいけないということで、できる範囲では実施をいたしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

3番議員、構浩光君。

○3番（構浩光君）

今の回答の中でですよ、町の方で計画をされているということなんですけれど、もしよろしければですよ、言われなければ、もうちょっと言われなくても構わないんですけど、例えばどのくらいの幅員に持っていくか、何mぐらい計画しているかですね。例えば、用地を買われたのかどうか、ちょっとその辺がわかれば教えてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（森英三朗君）

用地の方にはですね、ちょっと仲立ち人さんを通じて話は一度させていただいております。その中で今計画しているものにつきましては、全幅6m程度の道路で考えております。以上となります。

○議長（浪瀬真吾君）

3番議員、構浩光君。

○3番（構浩光君）

今6mと言われたんですけど、延長はどのくらいでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（森英三朗君）

畑の間口の所になりますので、ちょっと正確には覚えておりませんが、20mから30m程度あったかなとは思っております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3番議員、構浩光君。

○3番（構浩光君）

大きな1番終わりましたして2番に入らせてもらいたいと思っております。

1番のですね、人口減少、新型コロナで確かに減少したのはわかっています。

ただあと1点ですね、子供会への加入者が少ないとも聞いています。その辺については町長はどのような考えをお持ちでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

その子供会の加入につきましてもですね、橋ノ詰地区だけじゃなくて、やはりだんだん子どもの数も少なくなっておりますけれども、やはり減少していると思っておりますが、なんとか今までずっとこういう形で活動していただいたのでその都度区長会とか色んな行事におきましてですね、とにかくそういうのもお願いをしてみたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

3番議員、構浩光君。

○3番（構浩光君）

わかりました。

2番に入ります。

町長のほうから良い回答をもらいましたので、5円から10円に上げるということで、これはもう確約的にいいかなと思ってるんですけど、ただ、頂いた資料を見たらですね、一番少ない地区で1,425円だったんですよ。

これを、朝、たぶん8時からの回収まですれば2、3時間たぶん掛かって1,425円。これって何かなって言うことがですね、ありまして、今回質問させてもらいました。

そして、もしできればですね、参加者の人数をですよ、ちょっと参考程度に取られるというのはどうでしょうか。考えはないでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

そうですね、参加者人数などもやはり把握して、統計として捉えなければいけませんし、当然その金額もそうでございますけれど、こういう子どもたちの時から、そういう作業をですね、一緒にするというのが非常に貴重な体験になりますので、是非そういう形で、人数も含めて報告をお願いするようにしたいと思います。

○議長（浪瀬真吾君）

3番議員、構浩光君。

○3番（構浩光君）

3番目ですよ、プラスチック製品のペットボトルの件なんですけれど、先ほど川棚町で取り組んでいるけれど実績はないということで聞かれたんですけれど、私はですね、ペットボトルはですよ、逆に新しい試みとして考えられてですよ。東彼保健福祉組合ではですよ、キロ当たりいくらでたぶん売っているかと思うんですよ。

そこで、福祉組合の方からですよ、情報をもらって、キロから換算をして見合うような形に持っていければプラスチックの回収もできるんじゃないかなと私は思っているんですけど、その辺の考えはどうでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

町民課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（小林竹哉君）

福祉組合とも話をしまして考えてまいりたいと思います。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3番議員、構浩光君。

○3番（構浩光君）

これは新しい試みですので、よく話を聞いてですよ、できるようだったらよろしく願いいたします。

続きまして小型家電ですね、小型家電は東京オリンピックの時ですよ、オリンピックのメダルに使用されていまして。ゴミとして処分せずにリサイクルとして集める方が良いと思っているので、今回このような質問をさせてもらいましたが、町長のもう一度お考えをお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かにですね、このリサイクルということで、数少ない資源なんでございますので、今福祉組合の方もですね、力を入れておりますので、回収をしていくのはもうやぶさかではないと思っておりますので、今後とも引き続き続けてまいりたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

3番議員、構浩光君。

○3番（構浩光君）

6番の使用済みインクカートリッジですね。これにつきましては、私も結構購入した店に持って行っているんですけど、できればこういう取り組みをしてもらって、たぶん、各小学校ではですよ、こういう回収ボックスじゃなくて箱を置いてですね、ベルマークを集める一環として集積をされたかと思っているんですよ。

できればですね、町自体もですね、これに取り組んでもらって、もしその分を各小学校に半分ずつ分けてあげて、学校のPTAの会費、会費じゃないですね、PTAの費用としてできないものかどうか、その辺をもう一度お考えをお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに、構議員がおっしゃるように、今ほとんど燃えるゴミに入ってしまったものですから、もう一度そういう形で啓発をいたしまして、こういう里帰りプロジェクトに参加をしながら、学校にまた循環できればと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

3番議員、構浩光君。

○3番（構浩光君）

次、3番の二十歳を祝う会の方に入らせていただきます。

今回は2名の方の案内状が届かなかったということでお聞きしました。

私もですね、以前大村の方に住所を移してですね、大村からもちよつと来たんですけど、やはり私としてはですね、出た中学校があるところですね、そこで二十歳を迎えたいと思っておりますので、できるだけですね、こちらで二十歳を迎えられるような、案内状が届かないというのはちょっと寂しいものですから、その辺の対処の方法とか何か考えておられますでしょうか。1回限りの案内状だったのでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

教育次長。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

教育長に代わりましてお答えいたします。

案内としましては、この2名の方については1回のみになっております。この2名の宛先不明で返ってきておりました方につきましては、卒業名簿に記載がありまして、現状の住所はですね、転出の状況でございます。

ですから、教育委員会としましては、その後の履歴を追うことができませんので、転出された住所地に送ったところでございます。

当然、案内を出して回答がない方についてはですね、再度確認のご案内というものを outsending させていただいてですね、確認を取っているところでございます。

一応宛先不明につきましての戻りについては、その後の追跡調査というのはどうしてもできないというような状況が実態でございます。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

3番議員、構浩光君。

○3番（構浩光君）

参加状況を聞いたところ、おおむね、かなりの方が出席をされているみたいなんですけれど、もつとですよ、出席をされるにあたって、その取り組みの工夫とかされますでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

教育次長。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

参加を上げる工夫につきましてはですね、他市町等の状況もちよつと参考にしていきたいなというところで考えております。

その一例といたしましては、やはり成人者の方々の主体的なイベントと言いますか、そういったこともですね催すことによって、開催することによって、よりその対象者の方々の横の連絡の中で

参加しようかというような機運が生まれてくるんじゃないかなというふうに思っております。

本町におきましては、現在、成人者の関わりとしましては、当日の司会進行と誓いの言葉、そして記念品贈呈と限定的な方に関わりが終わっておりますので、これが複数人数かかるような仕掛けをしていくとですね、そういった横の繋がりもありまして、参加もですね、期待できるのではないかなと思いますので、今後、他市町の状況等も踏まえて研究をしてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

3番議員、構浩光君。

○3番（構浩光君）

記念写真を撮られたのが個人的に撮られたということで聞いたんですけど、1社だったんですかね。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

業者の方は1社でございました。

○議長（浪瀬真吾君）

3番議員、構浩光君。

○3番（構浩光君）

記念写真代ですね、ちょうど記念写真代のですよ話が最後に言われますよね、終わり寸前にですよ。その時、保護者の方からどよめきが起こったんですよ。私も課長をしていた時もどよめきを聞いておりました。

それに対して教育長はどのように考えられますか。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

どよめきの理由でございますかね。

○議長（浪瀬真吾君）

3番議員、構浩光君。

○3番（構浩光君）

ちょっと説明不足ですね。

最後に記念品の写真代が掛かりますよということで最後アナウンスをされるんですよ。そうしたら客席にいる方がえっという感じで言われるんですよ。

それに関して教育長はどのようにお考えになりましたでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

どよめきについて私が把握していなかったものですから、その時は何も感想は持っておりませんし、これまでもそのようなことでやってきましたので、どよめきというふうに感じてなかったの、

申し訳ございません。感じておりません。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

記念写真はですよ、一生に一度残る写真ですので、私としてはですよ、どこか予算を切り詰めてですよ、送料込みで 1500 円ですよ、例えば 60 人いたら 9000 円か、ですね、9 万円か。

この金額に対してですよ、町長の方にお伺いしたいと思いますが、写真の無料についてはどのようにお考えですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

写真の有料、無料の前にですね、今どきはデジタルで、もう全部そういうのを使いますので、QR コードか何かで撮るような形に今から進めていけばどうかなと私は思っているんですよ。

今スマートフォンでも全部自分たちでデータを取ってそのまま印刷もできますしですね。DX というか、そういう形で今後はそういう方向も考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

以上をもちまして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（浪瀬真吾君）

以上で、3 番議員、構浩光君の質問を終わります。

次に、2 番議員、児玉隆行君の質問を許します。2 番議員、児玉隆行君。

○2 番（児玉隆行君）

皆さまこんにちは。

それでは通告に従いまして質問いたします。

1、予約制の乗合自動車、デマンド交通実証運行について質問します。

町営バスと並行して電話やインターネットによる事前予約制の乗合自動車実証運行が、3 月から開始されています。

町営バス 5 路線の内、大野原高原線、川内線、東部循環線の区域が対象となっておりますが、定時運行と異なったスタイルのデマンド交通の実証運行を実施するに至った経緯として、利用者数の減少や経費の増大が要因と考えられます。

そこで質問に入ります。

(1) 町営バスの利用状況と運行管理に要する経費の推移をお尋ねします。

(2) これにつきましては、令和 6 年度の予算に計上されていますが、実証運行の委託概要及び経費をお尋ねします。

(3) 町の広報誌に老人会などで説明会を開催するとされていましたが、説明会の実施回数や参加人数、どんな反応があったのかをお尋ねします。

(4) 実証運行以外の彼杵線や千綿線の沿線、バスが運行していない山間部について、本格運行開始後の区域拡大を考えているのかお尋ねします。

2、緊急自動車の運行について質問します。

昨年12月に千綿郵便局付近で車同士の衝突事故が発生しました。

交通量が多い幹線道路で発生し、時刻は18時40分頃、帰宅時間帯と重なり国道の渋滞や周辺は迂回する車で大きな混乱が生じています。

道路交通法では、サイレンを鳴らし赤色の回転灯をつけて走行する緊急自動車が接近してきた場合、車両は、道路の左側に寄って進路を譲らなければならないとありますが、今回のケースでは、迅速な対応が求められる警察車両や負傷者の救助を行う救急車も現場到着までに長い時間を要したと聞いています。

そこで質問します。

(1) 救急車の119番通報から現場到着に要した時間をお尋ねします。

(2) どの地点（どの消防局）から出動したのかお尋ねします。

3、観光行政について質問します。

年間100万人が訪れると言われる道の駅「彼杵の荘」やJR九州の観光列車ふたつ星が停車し、全国的な知名度を誇る「千綿駅」は町を代表する観光拠点となっています。

この他にもインターネットの口コミで高評価を受けている民間や個人の方が取り組む飲食店や店舗など、町外、県外からその場所だけを目的に訪れる魅力的な場所がこの町にはあります。

人を呼び込み「知ってもらい好きになってもらう」ことは町の活性化のための効果的な手段、施策です。

更なる町の魅力アップを図り、交流人口、関係人口の増加に向けた構想や次期総合計画の取り組みをお尋ねします。登壇しての質問を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、児玉議員の質問にお答えいたします。

まず、大きな1番目の予約制乗合自動車、デマンド交通実証運行についてでございますが、(1)町営バスの利用状況と経費についてでございます。まず、利用状況についてお答えをいたします。

町営バスは平成16年から3路線で運行を開始。初年度は年間5万610人の利用がございました。5万610人。

その後、平成23年に現在の5路線に拡充しましたが、この年が5万9,217人と利用者数のピークとなっております。その後、利用者は右肩下がりが続いておりまして、直近、令和4年度で2万3,284人、ピーク時の39%まで落ち込んでいる状況でございます。

次に、運行管理経費についてお答えをいたします。

人件費、車両整備、燃料、任意保険、消耗品、備品等全てを含めバス運営管理委託とし支出しておりますのは、その額で申し上げますと、平成16年当初が1667万9000円、5路線に拡充した平成23年が2255万1000円、その後2300万円台が続いておりましたが、燃料費等物価高騰の影響もあり、直近、令和4年度では、2822万円と年々増額傾向となっております。

次に (2) のデマンド実証運行の委託概要及び経費について回答いたします。

実証運行に際し、大きく 2 つの委託業務を契約をいたしております。

1 つは、東彼杵町デマンド交通導入に係る実証実験支援業務です。

内容は、予約配車システムの導入に関する業務委託で、業務全体の管理、進捗管理、課題管理、運行体制の整備、運行事業者のオペレーティング支援、システムの構築、これは導入設定保守、端末配置、それから予約の問い合わせ、トラブル対応などがございます。それで実証運行の評価分析を委託をいたしているところでございます。

債務負担行為補正により、令和 5 年度、令和 6 年度合わせて総額 495 万円で契約をいたしております。

もう 1 つは、デマンド交通実証運行に係る運行業務です。

内容は実証運行における自動車車両運行業でございます。

予約の受付、配車、送迎、緊急時対応、車両、ドライバーの管理を委託をいたしております。

債務負担行為補正により、令和 5 年度、令和 6 年度合わせて 610 万 3020 円となっておりますところでございます。

(3) の説明会は、老人会を中心にこれまで 11 回実施をいたしております、延べ 197 人に参加をいただいております。

どんな反応だったかということですが、報告によりますと、自分が都合の良い時間に迎えに来れば助かる。バス停よりゴミ集積所が近いので助かるなど便利になるといった感想や、毎日運行してほしい、今後エリアを拡大してほしい、土曜日曜も利用できるようにしてほしいといった要望。また、乗り合いで時間がずれたりしないのか、帰りまで待っていてくれるのか、民業圧迫になるのではという質疑もございました。

町が新たな公共交通を始めること自体は認識いただいていると思われれます。

既に実証運行も始まっておりますので、引き続き広報啓発に力を入れていきたいと考えております。

次に (4) の本格運行開始後の区域拡大についてお答えをいたします。

区域拡大を考えているところでございます。

実証運行後も切れ目のない運行するべきと考えており、9 月からまず最低 2 台体制でスタートしたいと考えており、当初予算に所要予算額を計上させていただいております。

今後は、令和 5 年 3 月に策定しました東彼杵町地域公共交通計画に基づいて、本町に合った地域公共交通を目指したいと考えているところでございます。

なお、計画では、山間部の町営バス路線を全てデマンド交通に移行する内容であります、デマンド交通の利用順調であれば、町内全域に広げていきたいと考えているところでございます。

次に大きな 2 番目の緊急自動車の運行についてでございます。

昨年 12 月に起きました衝突事故でございますが、1、2 まとめてお答えをいたします。

現地に到着した時間は 19 時 14 分とのことでした。佐世保市消防局指令課が通報を受けた時刻は 18 時 38 分でしたが、当日は、東彼出張所も波佐見出張所も救急車が出払っていたため、早岐の東消防署から出動したため時間を要したとのことございました。

次に大きな 3 番目の観光行政についてお答えをいたします。

魅力アップ、それから交流人口増加に向けた構想でございますが、児玉議員がおっしゃるとおり、道の駅や千綿駅だけではなく、既存の施設や飲食店など、観光客の目的地が増えていると体感をいたしております。

交流人口増加に向けた取り組みとしまして、特別町民やそのぎ茶アンバサダー等の人材を活用し、そのぎ茶のレクチャーを行う講師の派遣や観光案内所前のスペース、空き店舗等を利用した町民参加型の持続可能なイベント企画など、世代や国の枠を超えた本町らしい観光コンテンツの展開を目指したいと考えているところでございます。

また、現在舗装工事中であります道の駅に隣接した駐車場には、キッチンカースペースを常設いたしますので、道の駅の来客者がさらに増加するものと期待しているところでございます。

参加型の観光体験として観光協会と連携し、旅行代理店や町内事業者の協力を仰ぎながら、茶畑散策やカヤック体験など既存の観光商品に磨きをかけ、受付から催行まで手をかけずに販売できる仕組みの構築を目指してまいります。

また、明日の施政方針でも申し述べますが、龍頭泉の再生にも取り組み、観光周遊ルートの確立にも取り組んでまいりたいと考えているところでございます。以上、登壇しての回答といたします。

○議長（浪瀬真吾君）

2 番議員、児玉隆行君。

○2 番（児玉隆行君）

令和 6 年度が約 2 万 3,000 人の利用、令和 4 年の費用が約 2800 万円というお答えでしたけれども、費用対効果を考えると検討すべき課題であるということは認識できているんですけど、町内にはですね、もう一つ走行している公共バスというのがあると思うんですけど、彼杵駅を発着する JR 九州バス、これにつきましても費用の負担や利用状況がどうなっているのかというのをお尋ねしたいと思います。

また、今後についてどういうお考えがあるのか。考えがあればお答えいただきたいと思います。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

JR 九州は非常に支出額が大きくてですね、約 800 万円を超している状況だと思うんですよ。利用者も限られております。

今後、児玉議員がおっしゃったように、この JR バスとの交渉もしなければいけません、町としましては、町のそのバスで、なんとか嬉野境まで行ければですね、病院に通っている方もいらっしやいますので。

ですから、私の考えとしては、もし利用者が少なければ、もうタクシー代を払った方が安いんじゃないかなと私自身は考えているところでございましてですね、そういう状況で、今後早急に協議を JR としなければいけません。

ただ、うちだけじゃなくてですね、嬉野、武雄市、武雄のゆめタウンまで行っているそうございますので、そこで、そういう 2 市 1 町との協議で JR としなければいけませんので、今後、私の町としては、もうおっしゃるとおり、できれば解消をさせていただきたいと私は考えているところでございます。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

2 番議員、児玉隆行君。

○2 番（児玉隆行君）

デマンド交通を町内全域に将来的には広げていきたいというお話もございますので、費用も 800 万円ということで大きな負担が掛かっておりますので、全体的なシェアで検討していただきたいと思います。

次にですね、実証期間についてお尋ねしたいんですけど、3 月から 8 月の半年間、9 月から本格運行を目指すと言われていましたけれども、今回のスケジュールはかなりタイトなスケジュールではないかと思います。

そもそも実証運行とは、本格運行の前に地域や期間を限定して、実現の可能性を探るものではないか。

何時頃、どこの場所でどのくらいの人が乗り降りするのか、これは 1 年間を通す必要があるのではないかなと思ってはいますけれども、そういう調査を行って、最適な車の台数であったり、運行方法を決めることが目的のはずではないかと思います。

住民が利用しやすい本格運行を成功させるためには、結果の検証にある程度時間が必要ではないかと思われましても、このスケジュールで問題ないのかお答えください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

先ほど町長の方が答弁で、切れ目のないという話をいたしました。

当初、半年間実証運行してその後延長も実は考えておりました。

昨年の 12 月ですけれども、社人研で人口問題がですね、研究所ありますけれども、そこで、東彼杵町の人口が 2040 年 5,000 人台になって、一番心配されるのが、高齢化率がそこで 50%を超えておりました。

今、免許返納者というのが東彼杵町管内では非常に少ないわけですね。8 割ぐらいはまだ免許を持っていると。8 割、持ちたいという意向を持ってる方がいて、高齢者、警察の場合高齢者 70 歳以上ですけれども、半数がまだ免許を持たれております。

ただ、今後 10 年先を見てみたときに、このデマンド交通を実証期間を延長するよりも、まず最低でも 2 台、よく彼杵・千綿と言いますけれども、これ本当に 3 台要るのか、4 台要るのかという話もございますけれども、先ほどの JR の路線への補助の廃止も含めて総合的に勘案したときに、最低 2 台でもスタートしても、この町営バスの経費の中で、浮いて、浮くだろうと。更にそこから先の話については、実証を並行的に考えていくということで、2 台でスタートさせていただきたいということで、令和 6 年度当初予算計上、予算を計上させていただいております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

2番議員、児玉隆行君。

○2番（児玉隆行君）

実証運行の期間を延ばさず、とりあえず運行してその後は柔軟な対応で対応するという質問でよかったのかなと思っています。

それではですね、ちょっと質問変わらないんですけども、国道のバスと並行して走っているため現在バスが通ってない旧長崎街道である千綿宿であったり、彼杵宿、ここはですね、古くから住宅が密集して多くの方がお住まいになっておるんですけど、当然高齢者の方もたくさんいます。

よく聞くのが、ここの道を通してくれんか、ちょっと方言です、すみません。ということでよくお尋ねがあるんですけども、千綿宿の路線であったり、彼杵宿の旧長崎街道ですね、長崎街道について、元々、9月から本格運行というのであれば、基本的にはもう路線を大体お考えになっていると思いますので、その路線が運行される可能性があるのか。また、本格運行が開始された場合、現行のバス、バスはどうなるのか、どうしていきたいのか、お考えをお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

現実証運行の路線についても当然陸運局の許可がいります。

今回実証を通じて今実証区間についてはですね、許可どおりに運行して実証を進めるわけですけども。拡大部分も含めてですね、先ほど東宿、西宿、千綿宿地区、高齢化率が一方では50%超えています。高齢化率も高くて住宅が密集しているということで、利用者の希望があるということも存じておりますので、そういった部分も含めてですね、今拡大エリアについては実証と並行してずっと協議をいたしているところでございます。

あと残りのバスについてはどうするかという部分ですけども、もしこれが山間路線のバスを廃止した場合ですけども。その場合、まず考えておりますのが、千綿・彼杵線、いわゆる海路線とよく言っていますけれど、そこの部分については、本数を増やせればと思っています。増やせればと思っています。

空いたバスについては、学校のバスに使うこともあるし、代替で1台を押さえておかなければいけませんので、代替としてキープする、そして最後は払い下げを行って収益を得ると。その3択を今のところ考えております。

○議長（浪瀬真吾君）

2番議員、児玉隆行君。

○2番（児玉隆行君）

利用法であったりですね、予約の方法とか、停車する場所が便利であれば当然利用する人は増加します。不便であれば利用しません。生活の足として必要としている方の利便性と利用率の向上が実現されるように期待して、次の2番の質問に移ります。

緊急自動車の運行について、先ほどの回答です。総務省の統計によりますと、救急車の現場到着時間は、年々伸びていると。

令和4年度の平均所要時間は全国平均で10.3分。出動件数も過去最多を更新しております。ケースごとに状況は異なると思うんですけども、今回は40分、約4倍の時間が掛かったというお答えでした。

そういう中でですね、同じような事案が発生した場合を想定して、各消防局までの距離を地図上で、あくまでも地図上でですけど、地図上で計測してみました。

東彼杵郡内の3町や、佐世保市、西海市などを管轄し、日々住民のためにご尽力をいただいている佐世保市消防局管内では、近い方から、大音琴郷の東彼出張所が8km、波佐見出張所が19km、今回出動した佐世保市広田の東出張所が24kmでした。

一方ですね、佐世保市消防局管外でですね、管轄外では、大村消防署宮小路分所が7km、大村消防署が12km、県外になりますけれども嬉野消防署が17kmと距離が短く、到着時間は早かったのではないかと思います。

交通事故だけではなくてですね、職場とか自宅で具合が悪くなった場合、1分1秒を争う場合の緊急な状況では素早い病院への搬送とかがその後の容態や場合によっては生死を分けることもあると思います。

隣接した県央消防のですね、大村署久原分所ではですね、救急車に医師が同乗して現場に出向くというシステムもやられておまして、これが平成29年から運用されていますが、これが医師が同乗しておりますので、大きな効果が挙げられているという事例もございます。これは、エムタックという車ですけども、県をまたいだりとかですね、行政機関が異なることで、非常に難しいとは思いますが、近隣の消防機関との連携であったり、協力というのは不可能なのではないでしょうか、お尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに県央消防との連携も可能にはなると思うんですが、今のところ、佐世保市消防局に入って、負担金も1億何千万円か納めているんですよ。お金でまずこの負担金を納めなくちゃいけないので、佐世保市消防局と県央と、どういう形で半々使いますかとかできればいいんですが。

東彼杵町はですね、音琴の消防隊員がおっしゃいますが、今、インターを使って大村医療センターですね、スマートICができてものすごく近くなったそうです。大村市内の遠く端々よりも東彼杵町が近いそうです。緊急で大村に運ぶならですね、高速のスマートICができていますから。

ですから、児玉議員おっしゃったように、今後そのそういうどういう状況で、今佐世保市消防局に入っていますけれど、そういう連携が取れるのかですね。緊急の時には当然、近い方が良いわけですから、県外超えて嬉野もそうですけれども。そういう形で。

県央消防の出動回数も多いでしょうけれど、人口が違いますからですね。もう大村市は10万人にたぶんなる。

そういう形で協議を今後させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（浪瀬真吾君）

2 番議員、児玉隆行君。

○2 番（児玉隆行君）

住民のですね、安心のために可能性を探る協議に着手していただきたいと思います。

次に3番の質問に入ります。

観光拠点のひとつ千綿駅はですね、海に近い駅舎やホームとの景観が最大の魅力となっております。写真撮影を目的に多くの方が訪れて、SNS 上にも多くの写真とかがアップされています。よく映えるとかですね、もう言わないのかもしれないんですが。

また、午前中に同僚議員から話がありました大村湾サイクルージングは、沿岸の町の美しい景色を自転車で回ると、見て回るといふ新しい旅のスタイルを、これは官民共同で企画して、県外からのお客さん呼び込もうということをしてされています。

町の総合戦略や総合計画にも、景観を生かした観光という言葉の施策が常にあります。近隣の自治体にも同様のものが多くあり、共通するワードというのが我々が小さい頃から慣れ親しんだ波静かな大村湾と、大村湾という言葉がよく出てきます。

ここからは一つ提案になりますけれど、千綿宿郷の東彼杵グリーンテクノパークの玄関口、町道宿太ノ浦線は海の上を走るように見える列車とカーブが連続して天に向かって舞い上がる龍の背中のように見える町道と一緒に見えます。ぐるっとヘアピンカーブが多くてですね。加えて春にはですね、その街路樹として立体的に植樹されている桜の名所となっております。

私は勝手に東彼杵ドラゴンロードであったり、東彼杵ドラゴン桜という名前をつけて看板でもすればいいんじゃないかなと思うんですけども。桜の花の咲く季節ぐらいにですね、下から当たった夜間のライトアップとかベンチであったり入口周辺の整備で人を呼び込む仕掛けというのをしてみてもどうでしょうか。

1日にですね、前面の国道は100台以上が通過する国道、大村線の乗客の目にも留まります。これは二つのPR効果というのは絶大だと考えます。

活性化と交流人口、関係人口増加のため補助金を活用した民間の力で盛り上げるというのも当然必要なんですけども、行政独自で知恵を出して小さい経費で小さな観光拠点というのを作ってみてもどうでしょうか。町長のお考えをお尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは確かに人目を引くと言うか、国道沿いでございますので。一例がですね、千綿駅にこの前のランタンフェスティバルの提灯を飾っていただいた時に、非常に多かったそうです、写真撮影とかですね。

ですから、そういうのも考えていかなきゃいけないんですが、まずですね、上に駐車場をちょっと確保する所を今検討しているところなんです。駐車場が10台ですかね、カーブの所にちょっと空いているんですけど。

それもあります、まず私は照明をするならやすらぎの里が非常に綺麗じゃないかなとは考えているところでございます、そこをします。

そして、そういう形でおっしゃるように、町の全体のイメージを作るためには非常に有効ですの

で、今後すぐにはもう今年には間に合いませんけれども、検討させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（浪瀬真吾君）

2 番議員、児玉隆行君。

○2 番（児玉隆行君）

桜とかですね、紅葉の時もそうなんですけれども、下からライトを当てるとというのは大変効果的で、写真映えていっぱい全国に広がって、それが話題になって、人が来ると。ベンチ1つ置くだけで写真で話題になって人が来ているという事例もたくさんあるし、隣になりますけれども、大村公園が桜を夜間ライトアップを以前からしていましたけれど、特別淵の周りをライトアップをして、お客さんがすごく夜間ですね、お客さんが来られているという事例もありますので、やすらぎの里も含めてですね、ライトアップというのはすごく、費用を掛ける必要はないと思うんですよ、当然仮設でも構わないし、常設でもいいんですけれど、今 LED で安くできる方法もあるので、行政の方で知恵を出してですね、やらされるんじゃなくて、みんなで知恵を出して、小さな経費で大きな効果を生むということをやりたいと思います。

前向きな質問を最後いただきましたので、これで一般質問を終わりたいと思います。

○議長（浪瀬真吾君）

以上で、2 番議員、児玉隆行君の質問を終わります。

暫時休憩します。

暫時休憩（午後 2 時 27 分）

再 開（午後 2 時 39 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に戻り、会議を続けます。

次に、5 番議員、尾上庄次郎君の質問を許します。5 番議員、尾上庄次郎君。

○5 番（尾上庄次郎君）

皆さんこんにちは。

先に通告しておりました 2 点につき質問をさせていただきます。

すみません、訂正をお願いいたします。

2 番目に生活排水路のところ、上から 4 行目に「コスモス団地付近」と書いてあるんですけど、これは消してください。よろしく申し上げます。「付近」でまでを消してください。

まず、1 つ目が一時停止線や標識についてです。

東町の山住医院付近から国道 205 号に出る町道があり、国道を挟んだ向かい側にコンビニエンスストアのローソンがあります。近年、東町にはアパートが増え、周辺の人口が多くなってきております。

町道の出口付近の国道はなだらかなカーブで、右側に電柱と大きな構造物があり、見通しが悪くなっています。子どもたちや高齢者など買い物に行く人たちが道路を横断している状況を多く見受けられます。

そこで、下記について伺います。

1 つ目、町道口の改善について、地区からの要望は上がっていないのか。

2 つ目が、町道口に、一時停止線や標識をつけられないか。

大きな2 つ目であります。生活排水路と農業排水路の水漏れについてです。

平似田郷塩屋地区は、生活排水路と農業排水路が通っており、農業排水路を付近の田んぼの方が利用されています。稲が収穫された後も、田んぼの一部は水が落水されず残っており、イノシシ等の掘り起こしがあり困っています。以前、大雨で水路があふれ、屋敷の一部を修理したという報告も受けております。

そこで、下記について伺います。

1 つ、水道管の法定耐用年数は40年ぐらいと聞いていますが、この地区の水道管はいつ頃布設されたのか。

2 つ目が、5年ぐらい前に、田の溜まり水の原因調査を町民の方が町へ依頼されたが、その結果はどうなっているのか。

3 つ目、田んぼへの入水口について、相談窓口は建設課でいいのか。

4 つ目、町道と私有地の間に排水路がある場合は、どこが境界なのか。以上、登壇での質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、尾上議員の質問にお答えいたします。

まず、一時停止線や標識についてでございますが、(1)の東町地区からは改良等の改善要望は受けておりません。

(2)でございます。一時停止等の交通規制を行う事業につきましては、公安委員会が設置されますので、現在設置が可能か確認をいたしているところでございまして、回答を待っている状況でございます。

次に大きな2番目の生活排水路と農業排水路の水漏れでございますが、(1)平似田郷塩屋地区の水道管は町内でも古いほうになり、昭和40年代に布設されたものと思います。

そのため、今年度の老朽施設更新事業により、約400mの区間の水道管布設替え工事を実施し、昨年11月末には工事が完了いたしております。

また、コスモス団地は平成14年から平成15年に布設をいたしております。

(2)でございますが、当時担当職員が事案のことについて数回現場で立会いを行い、解決策等を当事者へ回答済みと報告を受けております。

(3)の田んぼへの入水口でございますけれど、道路施設U字溝等からの取水であれば窓口は建設課となりますが、一般的に農業用水路からの取水は管理されている水利組合になるかと思われます。

4番目でございます。町道と私有地の間の件でございますが、境界については、法務局が保管している地積測量図及び構図のとおりとなりますので、道路施設の設置は町道敷内に設置をします。境界は道路形状により異なるようになります。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

5 番議員、尾上庄次郎君。

○5 番（尾上庄次郎君）

まず、ローソン前の標識の件についてお伺いいたします。

この前はですね、ちょうど右側に大きな標識が二つ、大きく二つあってですね、必ずある程度通らないと、何と言うか、ちょっと右の方がですね、通りにくいんですね。

それで、今、東町は団地みたいに結構新築あたりが増えてですね、子どもたちもたくさんいらっしやいます。

それで、ちょうどローソンにですね、よく買い物に来られる方が今増えているということですね。ちょっと先般の見ていて事故を起こすような感じで増えているという形をですね、ローソンの方たちからも、先般、お邪魔してですね、聞いてみたら老人の方や子どもさんがちょくちょく来られて本当に危ないという形で。横断歩道が一番良いんでしょうけれど、やはり横断歩道は両面にですね、横断歩道があるということで、距離的に公安委員会で決められた横断歩道というのはそちらでわかっているならば、距離とか何かあったら、教えてください。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

たぶん、距離的にはですね、あまり近い所はできません。これはなぜかという、この前道の駅の横断歩道と郵便局の所の信号等もあってそういう協議もしました、こっちも入れてもらえないかと。あまり近いからできないということでございます。

それと、やはりカーブのところにですね、ちょうど厳しいのかなと、横断歩道というのはですね。そういう状況でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

5 番議員、尾上庄次郎君。

○5 番（尾上庄次郎君）

ちょうど一般の、年配者の方ですね、ちょうど通っていたら右の方からぶつかってくるような感じでびっくりしたということで、ローソンの方も見ていたんでしょうね、やはりどうしても、今、山住医院の方から車とか何か来たら、もう、左を見なくてまっすぐ左の方にこう、普通だったら車でばって止まらないで結構行く人たちが多いということで。

本当に、あそこは大体通ること事態がいけないのでしょうけれど。やはり、一時停止なり何かをしないと、ローソンに来る方たちから見てもですねヒヤヒヤしているような感じで。

公安委員会と、やはり一時停止か何かできる方法があればですよ、そういった近隣でもお話をしながらですね、相談をしながら、どういう形になるかわからないですけど。

一番心配しなければいけないのは、やはり本人ですけど、やはり周りからもですよ、助けてあげられるような方法、今の時点で言えば一時停止標識ぐらいはできるんじゃないかなと思っているんですけど、最終的にいかがですか。そこの辺りをお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

元々ですね、交通ルールは、道路標識があろうがなかろうが、やはり、大きな道路に出る時には一旦停止というか、停止をするのがもう当然でありますので、ここは、やはり交通は本人のマナーとして、標識があろうがなかろうが、一時停止があろうがなかろうが、やはり細心の注意を払うというのが交通ルールのマナーだと私は考えております。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

5番議員、尾上庄次郎君。

○5番（尾上庄次郎君）

特に、今、東町は新興、住宅もまたできているような感じですね、かなり人工的に増えてくる。人口が増えるってことは、新しい子どもたちが増えてくるということで、やはり買い物もローソンが近いしですね、もうおそらく行く人たちも増えてきますので、そのあたりも考えてですね、よろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして2番目の生活排水路と農業排水路の水漏れについて質問いたします。

町長は、この私が言っている塩屋地区の所は行かれたことはありますか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私も農林もいましたし、建設課もいました。もう何回もですね、コスモス団地は元々企画の方で、コスモス公園でしたので、毎回見たことはあります。

○議長（浪瀬真吾君）

5番議員、尾上庄次郎君。

○5番（尾上庄次郎君）

私が言っているのは塩屋地区、平似田地区から、信号がありますね、平似田の、国道の所ですね。それを左に行って、左に行って、左に上がった所が塩屋地区になるんですけれど。

先般、この地図をやっていたのですけれど、これ写真をですね、写真をやっていたのですけれど、それは見られたでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これももう見ておりましたですね、私も道路も通ったことありますので、十分把握はしていると思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

5番議員、尾上庄次郎君。

○5番（尾上庄次郎君）

私が一番心配しているのはですね、この上が町道で、下が生活排水路と農業用水になっているのですけれど、ちょうどですね、何年か前に集中豪雨が続けて2年ぐらい、2、3年、3回来たんですね。その時に、この排水路がいっぱいになって、この下に民家のあるんですけれど、ここに流れて敷地が崩れたという形を受けまして、その時に、役場の方に連絡をしたら何もしてくれなかったという話を受けて、今回おります。

今、旦那さんが亡くなって自分1人ということで、心配しておられますけれど、もうこれを解決しないと寝れないと、もう私も脳梗塞を少し起こしてもう眠れない状況にあるという形で、今回の質問をですね、受けてするんですけれど。

ちょうど、この水路が、集中豪雨で前来たときに、ため池の水も出されたと後で聞いたと。その時たまたまこの水が溢れて、下に流れてということで。この土羽を町でしてくれるものか。もう、これ完全に自分の方で修理をしてしまったという形になって、その時は何も、なしのつぶてであったと。

それで、その後自分で修理をして、その後、隣の田んぼ、ここにはしょっちゅう漏れて、年中水が溜まってぐちゃぐちゃになるという形で受けて、それでも何のつぶてもなかったという形にあったんですけれど。

私先日やっていた、この建設課ということで、これもやっているんですけれど、その時でも何のつぶてもなかった。来ると言って、私の連絡した所の人の所にも来なかったという形を聞いております。その後、現地に行かれた方は何か、その電話をした方の所に行かれたのか、そこの辺り調査は何か聞いていますか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（森英三朗君）

先日ですね、当時対応した職員の方に口頭なんですけれど確認をしております。

今、議員が言われる所の家の横の漏水というか、水が溜まっている所にはですね、現地に入りましたと、それでうちの事業であったり水利管理者とかの対応のやり方とかで、排水が漏水をしている場合はこういう事業、対策方法がありますよということをお伝えして、その現場を終わったと話を聞いているところでございます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

5番議員、尾上庄次郎君。

○5番（尾上庄次郎君）

私はそのことは聞いておりませんが、なしのつぶてだったということしか、ちょっと聞いておりませんが、ないんですけれど。

今のこういう状態ではですね、また集中豪雨とか来た場合に、同じケースになる可能性は十分に今あると思います。

それで、こういった形でまた改めてどうすべきかを話された、本人の方と聞いたり、この家の隣の方ですね、ちょうど、今、1時間ぐらいちょっとひどく雨が降れば、今の状態でもやはり水路が溢れて、車が出られないという話もされました。私、呼び止められてですね。

だから、もうちょっと地域の、本人とある程度打ち合わせた段階での話も聞くと。業者さんには、何か、隣の人はいろいろ雨が降った時に水路の水の蓋が上がって車が出られないとか言われたんで

すけれど、そこの辺りは業者さんには何か言ったけれど、工事をする人ですね、工事をする人には言ったけれど、自分の、本人が来ていないとか言われるもので。業者さん、業者さんの方からは、そういったことも何か、他の所で仕事をする場合でも、そういったことは、こうやったですよというのは今までありませんか。業者さんからの要望事項とか何か、こういう話があったんですよとか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

業者の方からは一切こういう要望はいちいちありません。

と申しますのは、町単事業は原則として、区長さんを通じて毎年上げていただいておりますので、優先順位を決めて、危険性とか緊急度、その辺を含めて工事を進めるようにしています。

これはなぜかと言いますとですね、予算が本当にうちの町は厳しいんですよ。ふるさと納税がなければ1年間使える、自由に使えるお金が1億円しかありません。今、ふるさと納税でようやく3億8000万円、半分1億9000万円ぐらい使えるのが出ますけれどですね。

だから、1件1件要望を聞いて回っても、全てが対応できません。

ですから、こういうのは区長さんを通して、全体的な順番もありますからですね、お願いをしたいということで、尾上議員もそういう形で、是非お願いできればと思っております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

5番議員、尾上庄次郎君。

○5番（尾上庄次郎君）

そうしたら、この件につきましては、今のところ区長さんからの要望が上がらない限りはしないということになりますか。

今からの気候がですね、梅雨時期に入ってどうなるかわかりませんですけど、今のケースでくればですよ、この土管の大きさと、土管から流れてくるあれがもう完全に下に行くようになっているんですよ。

だからこれを少し嵩上げするとか、そういう方法も当面あるんじゃないかなと思うんですけど。

この水路の場合は、水利組合と話をしなければいけないですかね。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

先ほどもお答えしましたようにですね、町道の側溝なら町が担当しますが、この農業用排水路等につきましては、水利組合でまず管轄ですので、もしあれば原材料を支給したり、こっちもしていますので、その辺のはっきりしないと、町としても対応はできないということですね。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

5番議員、尾上庄次郎君。

○5番（尾上庄次郎君）

そうしたら、その水利組合の人と話をすれば良いということですね。結論、ちょっとお願いします。対応の問題を。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

場所がはっきり特定できていませんので、通常的なことを私は申し上げているわけでありまして、道路側溝は町です。町道の道路側溝はですね。水路のこの農業用排水路は全部水利組合が管轄をされておりますので。例えば、瀬戸なんかも新井手といって長い井手があります。一ツ石もこの前、杉尾井手とか、こちらで水利組合に補助を出して仕事はしてもらったという形になりますので、その辺を十分お聞きになって、どこがどう管轄をしているのかあれば、町は一度立ち会って職員がこういう状況で説明をして終わっておりますのですね。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

5 番議員、尾上庄次郎君。

○5 番（尾上庄次郎君）

私が言うのはですね、ちょうどこの上が生活排水路なんです。ちょうどここが上に民家が 5、6 軒あってその生活排水路がここに全部くるんですね。

私が言うのは、完全な農業排水路と生活排水は一緒になっている場合の町道との絡みを言っているんですよ。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

そうしますと、この机上であそこがこうだと言ってもよくわかりませんので、今度、建設課の方ですね、現場で一度立ち会うようにしますので、それからお願いいたしたいと思います。

○議長（浪瀬真吾君）

5 番議員、尾上庄次郎君。

○5 番（尾上庄次郎君）

わかりました。是非ともですね、近いうちに一度、一緒にですね、現場を見て、判断をしていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。これで私の質問を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

以上で、5 番議員、尾上庄次郎君の質問を終わります。

次に、1 番議員、大安義和君の質問を許します。1 番議員、大安義和君。

○1 番（大安義和君）

通告書に基づき質問します。

まず、訂正をお願いします。最終 13 ページ、(3) 蔵本郷島田の「運動公園」とありますけれど、「シーサイド公園」に訂正をよろしくお願いします。

それでは、通告書に基づき質問をさせていただきます。

1、河川敷の法面の崩壊と浸食について

昨年の夏にある方にご調整をいただき、蔵本水利組合の役員と県北振興局河川課及び町建設課との 3 者面談が叶いました。ここでの面談の趣旨は、引水口（通し口）に堆積する砂利や石の除去に長年悩まされており、もはや人力では限界にきていました。そこで重機での除去を模索するも、現

場には河川に入る通路もなく暫定的な仮設通路の許可及び、彼杵川での護岸工事等に付せて、砂利等の除去ができないのかの嘆願でした。

その後、2か所の引水口現場を視察した際に、樋口地区のいちごハウスの近くの河川敷法面の崩壊箇所をお示ししたところ、河川課及び建設課の方も把握されていないことが判明しました。我々は、既に把握されているものと思っていましたので驚きましたが、河川課いわく、管理河川が多く随所にまで目が行き届かないということでした。

崩壊箇所は損傷が著しく、幅約2m、長さ約20mに及び法面のセメントが剥がれ、グリ石等がむき出している状況であります。今年の雨季を迎えるにあたり、更なる崩壊に繋がるのではと危惧いたしております。

そこで、町長にお尋ねします。

(1) この崩壊箇所の報告は町長に上がりましたか。また、上がったのであれば、その後の県北振興局河川課との報連相の進捗はいかがでしょうか。

(2) 役場庁舎駐車場横の河川岸に流量計が設置されていますが、その少し先の法面が崩壊していて、この場所も浸食が進みグリ石等が剥き出しになっています。また、三根地区の河川公園付近、下川橋の河川敷の法面にも同じような大小の浸食が見られます。今年の雨季に備え、このような箇所についても県北振興局河川課との報連相が必要と考えますが、町長のご見解をお尋ねします。

次に、大きな2番、東彼杵町の転出と空き家について

長崎新聞が月1回、県統計課の公表に合わせて掲載している県内自治体別人口表があります。

前提として、「2020年国勢調査の確定値による人口集計数を基にした推計」、また、「各市町が公表する住民基本台帳人口とは数値が異なる」とありますが、「地域力のバロメーターの一つとして、人口の増減などを知ってもらうのが目的」とされています。

新聞では、1月1日現在での東彼杵町の人口等は、前月対比で2世帯10名の減となっていました。この表によれば県下で世帯数と人口の増となった市町は、大村市62世帯65人、雲仙市35世帯8名、波佐見町9世帯6名となっており、他市町は全て減少しています。

町長は、細やかな施策を打ち出し、住み良い町としての環境の整備、農工商産業への支援、人口減少の緩和等々に尽力され東奔西走されております。

そこで、町長にお尋ねします。

(1) 今期も残すところ数日になりましたが、今期1月末における、減少した人口と世帯数はどのくらいですか。

(2) 町を転出される方々の理由は、複雑多岐に渡るものと推察されますが、その中には止む無く転出される方々が少なくありません。基本的人権、個人情報保護等々の法的なハードルから、行政が転出に関わる難しさがあると思いますが、「去る者追わず」の現況に対して、町長はどのように思われますか。

(3) 人口の増減にばかり目が行きがちですが、空き家バンクの状況はいかがですか。また、空き家バンクに登録されていない物件は、世帯主の自己責任と思われると思いますが、放置すれば荒れ放題となり、火災、事件、白蟻の繁殖等の潜在的な温床となりかねません。法的な問題も含め行政の関わり方について、町長のお考えをお示してください。

大きい3番、工業団地入口道路の並木について

昨年の6月定例会におきまして、同僚議員が、東そのぎグリーンテクノパーク入口の椿の木に、カズラ等が覆い被さり荒廃していると一般質問しました。

町長は、「この場所は、広域農道からも来られる方も沢山おられ、また、千綿宿からの登り口でもあり、建設課とも協議して早々に着手したい。」と回答されています。

確かに、町長のご答弁どおり、植栽地の雑草や、椿の木に覆い被さっていたカズラは一掃されました。しかし、枯れたカズラがツツジに覆いかぶさっているところが散見されます。

植栽地は2面あり、下段に27本、上段に23本の大小の「桜の木」が植えてありますが、その46本に寄生虫の如くカズラが巻き付いています。

このカズラは野放図の状況下であり、カズラの根元の大きいものは約4cmにもなっています。ここまでに至らせたのは、カズラの繁殖に対する無知だと思います。このままだと桜の花見の高揚も半減し、今年夏場にはその繁殖頻度は枝まで届き、揚げ句の果てには「桜の木」とは言えなくなるでしょう。

県庁のホームページに、「東彼杵都市計画区域の整備開発及び保全方針」という計画書があり、「当該地区の本都市計画区域の産業を支える工業団地として位置づける。」と明記してあります。

私も、この道路は平凡な道路ではなく工業団地の玄関であり、そこへ導く表参道との認識にあります。

そこで、町長にお尋ねします。

(1) 50本の桜の木に対して、46本の幹にカズラが巻き付いていますので、可及的速やかにカズラの根元を切断してカズラを枯らすことが肝要と思いますが、町長の見解をお示してください。

(2) 町が管理している公園や駐車場の草刈等の「作業要領」はありますか。あれば、単に草木を刈れば良いというものではなく、このようなカズラの駆除も付け加えてははいかがでしょうか。

(3) 蔵本郷島田のシーサイド公園にも「桜の木」が69本植えてありますが、既に3本にカズラが巻きつつあります。カズラは、隣に植えてあるツツジの根元から生えてきており、まだまだ茎が細いので駆除はしやすいでしょう。しかしながら放置すれば前述した桜並木と化します。

よって、以上の点からも町管理地への速やかな再点検をご提案しますが、いかがでしょうか。以上、登壇しての質問を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、大安議員の質問にお答えいたします。

まず、1番目の河川敷の法面の崩壊と浸食についてでございます。

(1) 崩壊箇所の報告は受けております。現在、町で把握している情報をお伝えいたしますが、樋口地区河川護岸被災箇所の進捗状況及び今後の予定は、測量まで完成しており、令和6年度工事発注予定しているとのことでございます。

(2) でございます。役場横河川護岸被災箇所の進捗状況及び今後の予定につきましては、今、発注済みであり、業者が受注をされているところでございます。

ご指摘の河川は、2級河川として長崎県が管理している河川ではありますが、町も地域住民の皆さまの安全と生活環境の保全を第一に考えておりますので、長崎県河川課との連携を強化し、現状

の状況や進行状況につきまして、最新の情報を随時取得するよう努めてまいっております。

次に、大きな2点目の東彼杵町の転出と空き家についてでございます。

(1)でございます。今期を年度として捉えますと、住民基本台帳をもとに回答させていただきます。

本年1月末現在の人口は7,430人でしたが、年度初めと比較して107人の減少でした。また、世帯数3,200世帯は、17世帯の増加でございます。世帯は増加をしているところでございます。

次に、(2)のことでございますが、憲法第22条で何人も移住移転及び職業選択の自由を有するとして、個人が住所を自由に選ぶことを保障されており、行政が規制することはできません。

東京一極集中是正を旗印に国は地方創生を掲げ、地方に応じた人口が、減少施策を実施するよう要請され、これまでも現在も取り組んでおりますが、転出抑制に歯止めがかからないのが実情でございます。全国多くの地方でも同じ傾向のようでございます。

今後も引き続き有効なソフト創設や企業誘致による雇用の場の創出を実現し、人口減少対策を推進していきたいと考えているところでございます。

次に(3)の空き家バンクについてでございます。

空き家バンクへの登録は専門の会計年度任用職員を配置し登録推進を行っているところでございます。しかしながら、移住希望者は多く、需要に応じた供給数まで確保できていないのが実情でございます。

次に、放置空き家の行政の関わりについて申し上げます。

国が平成26年に空き家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる空き家特措法を定め、生活環境の保全を図るために放置することが不適切な家屋、いわゆる特定空き家等については、最終的に行政代執行を含めた強い措置を実施できる法律を定めています。

放置空き家につきましては、この法律及び町が定める東彼杵町空き家等の適正管理に関する条例に基づきまして対策を進めていく考えでございます。

行政としましては、地区の区長さんにも協力をお願いし、放置空き家になる前に、空き家バンクへの登録へ繋げられるよう誘導できればと考えているところでございます。

次に大きな3番目の工業団地入口道路の並木についてでございますが、(1)の50本の桜の木に対してのカズラでございます。

この件につきましては、令和4年度まで地区の老人会の方々により除草作業の協力を得て管理しておりました。しかし、会員数の減少等により、令和5年度から直営で管理している状況であります。今後は作業回数及びパトロール回数を増やし、働いている方々の通勤環境や地域の魅力向上へ努めていきたいと考えているところでございます。

(2)のご指摘いただきました作業要領に関しましては、現在、当町では公園や駐車場のメンテナンス作業におきまして、作業要領として定めている形はとっておりません。

各地区各施設におきましてその土地の特性や施設による変化、地域住民からの要望などを鑑み、その都度柔軟な対策を執っております。今後も町としては1日の作業要領の作成を予定しておりませんが、各地区施設ごとに適切な対応を行い、地域住民の皆さまが安心して利用できるよう努めてまいります。

3番目、ご指摘いただきましたシーサイド公園内の除草作業は直ちに行いたいと思っております。

先ほども述べましたように、適切な対応を行い、地域住民の皆さまが安心してできるよう努めて

まいりたいと思っております。以上、登壇しての答弁といたします。

○議長（浪瀬真吾君）

1 番議員、大安義和君。

○1 番（大安義和君）

執行部に写真の方の配布の許可をいただけますか。

○議長（浪瀬真吾君）

はい。

（写真配布）

○1 番（大安義和君）

まず、表の方が 2020 年度に 7 月 6 日に発生した線状降水帯がもたらした豪雨により警戒にあっていた消防第 3 分団が撮影された千綿川の昭和橋の氾濫です。これを議会だよりの 172 号の表紙にして掲載したものです。奇跡的にこの昭和橋は崩壊を免れています。

中央が彼杵川の JR 鉄橋下ですが、同じように右側の右端の水位の危険度からすると、氾濫水位に達しているものと思われ、2021 年 5 月災害対策基本法の改正前にしても、おそらく避難勧告、若しくは避難指示が出されたものと推定します。

裏面をよろしくお願いします。

裏面は、先ほどご説明したとおり、上段が樋口のいちごハウス前の法面の崩壊です。2020 年のような豪雨となれば、この法面の崩壊はさらに広がり、決壊もありえます。

中段が庁舎水量計付近の崩壊です。グリ石がむき出しとなっており、侵食が進んでおります。下段が下川橋付近の法面の侵食です。

気象庁がかつて経験したことのない 50 年に一度の豪雨等々の発表をする昨今ですが、豪雨による災害に記憶に新しいのが、2021 年 7 月 3 日午前 10 時半頃に発生した熱海市伊豆山土石流災害ですが、災害関連死 1 名を含み 28 名の方がお亡くなりになっています。私はこの災害の時系列を調べてみました。

この場所はさかのぼれば 2007 年 7 月の台風により、水道施設に土砂が流入したため、土地所有者の業者に土砂、流木の除去をするようお願い文書を出すも、業者は何もしていません。

更に 2009 年に本火災現場の盛り土で土砂崩れが発生しており、当時救助に駆けつけた土木作業員は盛り土の工事が雑と感じたとあります。

それから少し経って 2014 年 8 月の豪雨により、広島市の土砂災害により 77 人が亡くなられておりますが、先ほどの土木作業員はこの報道に接し、熱海市の現場もこのように被災するのではと危惧したため、静岡県に上申書を持ち込み、しかしながら県担当者は言っていることが支離滅裂だなどとし、盛り土業者への複数回の指導を行うも、より強制力のある措置命令は出せませんでした。

後にこの調査では近くにある活火山である箱根山の火山噴出物や火山灰の蓄積で崩れやすい地質のことも可能性として挙げられましたが、土石流の大半が人為的に作られた盛り土だったことが判明し、盛り土の設置状況の調査に繋がったと。

熱海市長の公式見解は改善すべき点があったとするも、市の法的責任はないであり、静岡県は結果的には甚大な災害が発生したのは、対応の不十分さを深く反省すると述べるも、法的な可否や不作為は否定しました。

その後 2021 年 8 月 8 日に熱海市盛り土流出事故被害者の会が結成され、犠牲者が、遺族の方々は、新旧の土地所有者、熱海市長並びに静岡県と熱海市を刑事告発し、損害賠償を求め、係争中です。

事故や災害は、のちのち人災だったと言われることが少なくありません。この熱海市の災害も法的ハードルがあったにせよ、危惧した土木作業員の上申書をもっと注視して、市や県が動いていればと思うのは私だけでしょうか。

大自然の猛威の前にはあくまでも人はあまりにもひ弱です。しかし、しっかりした備えをすれば、その被害を最小限度にとどめることが可能と思われまます。

よって、現在の彼杵川の浸食と法面崩壊は、まさに「千丈の堤も蟻の一穴により崩れる」のことわざの如しであり、町民の生命財産に関わる重大であります。

熱海市土石流災害を対岸の火事とせず、どんな些細な情報も、あるいは兆候も見逃さない定期的な巡回の遵守をベースに、県北振興局との継続的な報連相を励行され、1 日も早く原状回復に努められることを切に願うものです。

このような真摯な行政が町民の生命財産を守ることに繋がると思いますが、町長のご所見をお尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実はですね、例えば、この本町地区とか地元の方々も、中島元県議、議長さんもされましたけれど、もう毎回県北振興局の職員と一緒に立会いをされて、町も一緒にしますけれど、ずっと見て回られて、しかしながら、県としても、彼杵川・千綿川だけじゃないんですよ。県下全域に県北の管轄も長崎県の河川がございますから、わかっておられるんですけど予算がなかなかつかないと。長崎県もそう財政が潤沢じゃございませんので、もう毎回毎回お願いをせざるを得ない。ここは県の河川でございますので、県の管理で。

これはもう大安議員がおっしゃったように、本当にちょっとしたことで崩れてまいりますので、ちょっとこの上流の方はもう今、根固めとかずっとされていますけれどですね。

予算が一気に来るわけじゃないけれども、やはりこれは緊急度合いを含めてお願いをしております。

毎回見て回って、県北振興局の河川課もおみえになるんですよ。実はこの県会議員にお願いして、細目に渡って調査をされていますので把握はされています。私にも報告が上がってまいります。私も現場に行ったこともあります、呼ばれてですね。

だから、そういう形で、ずっとやはり気をつけて見ていかないと。町の河川もそうでございますが、ちょっとしたことでやはり大きな災害に繋がれば人命がなくなるということは非常に厳しいです。

私も避難勧告指示も、もしかしたら空振りに終わるかもしれないけれど夜中でも出すようにしています。と言うのは、やはり何と言いますかね、そうしないと、だんだん慣れてしまっても駄目ですけど、やはり緊張感を保つためにはですね。だから、この平成 20 年、先ほどおっしゃった平成 20 年ですかね、おっしゃった時も全部出しましたので。

そういう形で、本当にそういう被害を最小限に食い止めるために細心の注意を払っているところでございます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

1 番議員、大安義和君。

○1 番（大安義和君）

よろしくをお願いします。

続きまして 2 番目の設問に対して質問します。

転出される方への説明書をホームページですね、見たところ、「新しい住所に住み始めてから 14 日間以内に新住所の市町村の窓口で転入手続きをしてください。正当な理由がなく届け出をされないときは、住民基本台帳第 5 条第 2 項の規定により、5 万円以下の過料に処せられることがあります」との法的説明から始まり、転入届け出に必要なもの等々の説明書が用意されています。

個人的には、行政としてなぜ転出するのかとの疑問が生じないのか不思議でしたので、転出する方々に対して、町独自の調査はされていないのかとお尋ねしましたところ、県が移動アンケートをとっていますとの回答がありました。

そこで、県のホームページを閲覧しましたところ、冒頭に県は移動アンケートにより転出の理由を調査し、社会移動の現状をエビデンス、つまり根拠、裏付けに基づいて、正確に把握分析することで効果的な人口減少対策の推進に努めてまいりますとあり、調査内容の説明では、令和 3 年 3 月から県内 21 市町の協力のもと、転入転出の手続きの際にアンケート調査を行っています。また、回答データは県で集計の上、県及び市町で独自に分析していますとあります。

そこで町長にお尋ねします。県は、独自に分析して活用等をホームページに掲載していますが、このような転出者に対してのデータを東彼杵町はどのように分析して、その結果に対し具体的施策を持って行政に生かそうとされていますか、お尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

このアンケート結果にとって一番、やはりネックになるのが働く所がないから、やはり若い人が出てしまう。東彼杵町で高校生まであらっしゃるんですが、もう大学、就職となったらほとんど働く所がないということが一番大きなネックになって若い人が出てしまうということですね。

私は、今後、町内にも県立高校がございませんから、定期券の半額助成とかそういう通勤の月 8000 円の助成とかも設定をしました。今後やはりなんとしても大きな私の目標としましては、分析をした結果をですね、企業誘致をなんとしても実現をしたいと思っておりますので、皆さん方に大変ご協力をお願いしたいと思っております。

そういう形で、ここに引き留めておくのは本当に土地も長崎県下で一番安いですし、水も豊富にあります。だから、そういう形で環境が非常に良いから、是非ここでなんとか生活をしてもらえればですね、助かりますが、やはりそういう働き場所が一番。

それとスーパーがないという意見も毎回出てきます。買い物まで行かなくちゃいけない。しかし、実はですね、新大村駅の後ろにゆめマートが来ますと、千綿と彼杵は大村の端々よりたぶん近いと思うんですよ。20 分以内で行けるんだと思うんですよね。

だから、もう、大村市の衛星都市と考えれば、そこも町と店も使える。そして、町内にもストアもありますけれど、そういうドラッグストアとかないとおっしゃるけれど、そういう形で一緒に進めていきたいと、私は町の方針としてそういう考えで持っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

1 番議員、大安義和君。

○1 番（大安義和君）

先ほど町を転出される方の理由は複雑多岐にわたるものと推察されると申しましたが、その中で私の知人の一例について申し上げれば、ご主人が亡くなられ、家屋の維持管理が難しい状況になったので、弁護士に相談され、敷地及び家屋を売却の方向で不動産会社に委託することにして、町営住宅に移り住むことを勧められ、役場に相談に行き、一般住宅の白井川団地の見学となるも入居できませんでしたと。東彼杵町にはお墓もあり、親族友人知人もいるので、できれば東彼杵町に住みたかったようで、なぜ入居できなかったのか、入居資格が駄目だったのか、1 人身で収入が年金のみだったからなのか。行政に対しては、もう少し親身になって相談に乗って欲しかったと申されていきました。

この方は、その後大村市の民間が経営する団地に転出し、昨年大村市営の団地に抽選を経て、家賃 1 万 6000 円の 2DK に住まわれております。

そこでお尋ねします。3 種類の公営住宅の最近の充足率はどのようになっていますか。また、無入居の部屋の清掃換気等は定期的になされていますか、お尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに、公営住宅はですね、所得が少し下がる方を上げるようにしておりますが、その方がどういう状況だったかよくわかりませんが、今、政策空き家というのをとっております、下川と蔵本の中学校の横ですね、あそこをまた再整備をしなくちゃいけませんので、まず入居者がいらっしゃればできませんので、あそこにはもう入れないようにしています。

そういう形もあつたのかなと思いますが、ちょっと詳細につきましては、建設課長の方に説明させます。建設課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（森英三朗君）

先ほど議員の方から言われましたように、町営住宅、公営住宅ですね、特公賃、地域活性化住宅と 3 種類あります。

まず公営住宅の入居者率でございますけれど、107 戸に対して 98 戸入っている状況です。入居率が 92%。新白井川は特公賃でございますけれど、36 戸に対して 26 戸、72%です。セントラルにつきましては、15 戸で 12 戸の 80%という形になっております。

清掃につきましてはですね、募集をかけて入居者が決まりましたら、そこで清掃をかけるようにしております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

1 番議員、大安義和君。

○1 番（大安義和君）

もう 1 人の方に、空き家の所に案内された時、カビがひどかったというご説明があります。

やはり住む家は生き物ですから、人が住むことで日が差し外気が入り換気され住みよい環境が整われていきます。閉ざされた住まいはカビ等が繁殖する温床となり、人が住む環境が蝕まれていきます。原状回復には手間暇がかかりますので、是非、定期的な巡回にて確認の励行を望みます。では次の質問に移ります。

ホームページの一般住宅の広報には、住宅に困窮する方に対して設置された住宅ですと、申し込みには一定の基準以下の所得であることが条件となっています。家賃は世帯の所得に応じて決定されますとありますが、ここに記載されている住宅に困窮する方とはどのような方を想定されていますか。

さらに、一定基準以下というのは、次の説明では高齢者の方等は単身で申し込みができる場合があります、月額 15 万 8000 円を超えないこととなっていますが、この高齢者とは何歳を想定されているのでしょうか。また、月額 15 万 8000 円を超えないとありますが、総支給額 20 万円程度の収入となりますか。町長の見解をお尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まず、その住宅を案内する時にですね、本当に値段というか、そういう収入等も制限がありまして、なかなかうまく申込者とこっちが提供するのと合わないものもございますけれども、金額的には建設課長の方から説明をさせますけれど、今、住宅に応募があってもですね、古民家に住みたいという方もいらっしゃるんですよ。空き家ですね、当然、それは。

だから、そういうのも今後空き家を見ながら、住宅を造るよりも空き家をなんとか改修して町営で持っていけないか今検討しているところがございますので、金額が安くいければですね。その金額等につきましては、建設課長の方に説明させます。建設課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（森英三朗君）

住宅関係の質問でございますけれども、本日、住宅の資料をここに持ち合わせておりませんので、後日対応させていただきたいと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

1 番議員、大安義和君。

○1 番（大安義和君）

次の質問に移らせていただきます。

住居に困窮する方に対して設置された一般住宅に住むにあたり、先ほどの方のようなケースで年金だけの収入しかなく、家賃の支払いが困難でも、家賃をですよ、第三者支払いで担保すれば入居可として入居資格相応の改善や、家賃を安くする等々の改革が、公営住宅の充足率の向上に寄与し、一般でも多くの方が転出しないで済む、一方でセーフティネットを構築するのも一案と思っておりますが、

やはり法的なエビデンスですかね、規制がハードルとなっているようですから、町長にこの点についてもう一度お尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

先ほど申し上げましたようにですね、低収入で入れる住宅をちょっと政策空き家として今入れないようにしてですね、またそういう活用方法も今後考えなければいけません。しかし、収入面も考えながら、空いている所はずっときているんです。今、白井川の方も全部満杯でございましてですね、空いていないです。駄地も千綿もそうですけれど、今度、新しく建ててそこを取り壊しにできれば、またそういう違う方向で持っていきたいと思っておりますので。

本当に、この住宅の対策というのは厳しい状況でございましてですね。今、蔵本の中学校の横と下川と、とにかく全部、住む人がいなくなれば取り壊して、また新たな、かつ方向で皆さんにお話ししながら進めたいというように考えておりますので、詳細は建設課長に。建設課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（森英三朗君）

まず公営住宅なんですけれども、先ほど92%とお話をさせていただいておりますけれども、政策空家ですね、募集を停止している駄地団地ですね、あと蔵本A団地がございまして、その空き数もこの数に入れているので、92%となっております。

もうですね、大半が募集をかけたなら公営住宅は全て埋まるということが、今、続いている状況です。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

1番議員、大安義和君。

○1番（大安義和君）

よくわかりました。それでは資料提出についてはよろしく申し上げます。

最後の工業団地道路の並木についてですが、1日の金曜日に同僚議員から、工業団地の桜のカズラが一扫されているという連絡がありましたので、早々現場に行きましたところ、桜の木の全てに対し、見事に根本からカズラが一扫されており、これは執行部のクイックレスポンスかなと思いましたが、いかがですか、町長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

そういう指摘を受けましたので、すぐ対応して、今度は方法としては、カズラの切り口にですよ、除草剤を塗るとかして、なんとか繁殖も抑えたような研究をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（浪瀬真吾君）

1番議員、大安義和君。

○1番（大安義和君）

執行部にビフォーアフターを撮っておりますので、ちょっと公開したいと思います。

見てご覧のとおりですね、工業団地に続く道路に植樹されているのは、やはり予算を使って行われていますから、本来の姿に戻ったということは喜ばしいと思います。今年の花見が非常に楽しみでございます。

同僚議員からのお話がありましたように、活用によってはですね、町の代表する景観になりますので、どうかひとつ、この写真をゆっくり見てみてください。

しかしながら、ご覧のとおり桜の樹皮がちょっと若干変色しております。桜独特の模様が消えかかっていますが、月日が経てば、日差しと雨水で回復すると思われまます。本当に満開が楽しみです。

私は、桜の調査に並行して 12 月の定例会で同僚議員が一般質問した松の木の被害についても確認しましたが、新旧の松の木に薬剤投与がなされておりました。近くの町民の方が申されるには、投与された薬剤の剪定には、町長自らが尽力されたとのことですが、この薬剤の効果も長いと聞きました。この点について町長にお尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

薬剤もそうですけれど、とにかくお金が掛けなくてですよ、すぐ行動できるところは職員にお願いして、職員が素早く動いてくれますので、そういう形で動けるところは指摘があればすぐ対応するような役割になりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

1 番議員、大安義和君。

○1 番（大安義和君）

最後となりますが、カズラの根本にはですね、芋づるのような球根があるわけです。これまた日差しと水で成長していきます。

町長が先ほど言われましたとおりですね、球根を切ったところの切り口にですね、ちょっと持ってきました、100 円ショップに売っているわけですね。

これは全国 1 位にもなられたお茶農家の方に私手伝いに行く時に、やはり同じように茶畑にカズラが出てくるわけです。そのカズラの中には、種を持つカズラがあって、それが茶畑に落ちると、これが茶を摘む時にですね、やはり茶のクオリティを追求する時に、日本一になるためにはこれが邪魔だということで。私、もぐってこうしていたらですね、これ 100 円ショップにある霧吹きです、これに除草剤の原液、若しくは薄めたやつを入れて葉っぱに霧吹きすると、光合成をしていますので、これが球根の根元までいくわけですね。

そうすると、根元まで枯れて、もう生えてこないということですから、今、町長が先に言われたのであらうと思ったんですけど、切り口がありますね、あそこに。そのところに、今でも間に合いますのでこれを塗れば、あそこのカズラはもう出てこないということになります。

それから、蔵本の島田のシーサイド公園の駐車場については、桜の木があるんですけども、つつじのところから根本が出てきていますので、出てきているのを切って葉っぱに霧吹きをかけて元に戻してやればもうそこからは入らないと。

こういうことがですね、先ほど町長も申されましたけれど経費の削減に繋がるということになり

ますので、どうかひとつ、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上で私の質問を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

答弁は要りませんか。

○——△——

はい。

○議長（浪瀬真吾君）

以上で、1番議員、大安義和君の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会（午後3時45分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実に相違ないことを証明するため署名する。

議 長 浪瀬 真吾

署名議員 児玉 隆行

署名議員 構 浩光